

吉賀町告示第109号

令和6年第3回吉賀町議会定例会を次のとおり招集する。

令和6年8月15日

吉賀町長 岩本 一巳

1 期 日 令和6年9月13日

2 場 所 吉賀町議会議場

○開会日に応招した議員

桜下 善博	村上 定陽
三浦 浩明	桑原 三平
河村由美子	松蔭 茂
河村 隆行	大庭 澄人
藤升 正夫	中田 元
庭田 英明	安永 友行

○9月19日に応招した議員

○9月20日に応招した議員

○9月24日に応招した議員

○10月2日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和6年 第3回（定例）吉 賀 町 議 会 会 議 録（第1日）

令和6年9月13日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和6年9月13日 午前9時16分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第3号 現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）
- 日程第6 発議第4号 賃金引上げ分への支援等で営業を守ることを求める意見書（案）
- 日程第7 認定第1号 令和5年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第2号 令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第3号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第4号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第5号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第6号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第7号 令和5年度吉賀町水道事業会計決算認定について
- 日程第14 認定第8号 令和5年度吉賀町下水道事業会計決算認定について
- 日程第15 認定第9号 令和5年度吉賀町病院事業会計決算認定について
- 日程第16 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第17 発委第3号 吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 同意第13号 吉賀町功労表彰者の選定同意について
- 日程第19 人権擁護委員の推薦の件について
- 日程第20 議案第68号 町有財産無償貸付の件について
- 日程第21 議案第69号 鹿足郡不燃物処理組合規約の変更について
- 日程第22 議案第70号 鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更について
- 日程第23 議案第71号 島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

- 日程第24 議案第72号 請負契約の変更について（令和6年度新横立団地長寿命化（外壁改修）工事）
- 日程第25 議案第73号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第74号 吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第75号 吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第76号 吉賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第77号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第78号 吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第79号 令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第80号 令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第81号 令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第82号 令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第83号 令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第84号 令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 発議第3号 現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）
- 日程第6 発議第4号 賃金引上げ分への支援等で営業を守ることを求める意見書（案）
- 日程第7 認定第1号 令和5年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第2号 令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 認定第3号 令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第4号 令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第5号 令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12 認定第6号 令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第13 認定第7号 令和5年度吉賀町水道事業会計決算認定について

- 日程第14 認定第8号 令和5年度吉賀町下水道事業会計決算認定について
- 日程第15 認定第9号 令和5年度吉賀町病院事業会計決算認定について
- 日程第16 報告第3号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第17 発委第3号 吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 同意第13号 吉賀町功労表彰者の選定同意について
- 日程第19 人権擁護委員の推薦の件について
- 日程第20 議案第68号 町有財産無償貸付の件について
- 日程第21 議案第69号 鹿足郡不燃物処理組合規約の変更について
- 日程第22 議案第70号 鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更について
- 日程第23 議案第71号 島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 日程第24 議案第72号 請負契約の変更について（令和6年度新横立団地長寿命化（外壁改修工事）
- 日程第25 議案第73号 吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第74号 吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第75号 吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第76号 吉賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第77号 吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第30 議案第78号 吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第79号 令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第80号 令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第33 議案第81号 令和6年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第34 議案第82号 令和6年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第35 議案第83号 令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第36 議案第84号 令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）

出席議員（11名）

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1 番 | 桜下 善博 | 2 番 | 村上 定陽 |
| 3 番 | 三浦 浩明 | 4 番 | 桑原 三平 |
| 5 番 | 河村由美子 | 6 番 | 松蔭 茂 |
| 7 番 | 河村 隆行 | 8 番 | 大庭 澄人 |

9 番 藤 升 正 夫

11 番 庭 田 英 明

12 番 安 永 友 行

欠席議員（１名）

10 番 中 田 元

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 増本 健治

説明のため出席した者の職氏名

町長	岩本 一巳	副町長	赤松 寿志
教育長	中田 敦	教育次長	重藤 剛
総務課長	野村 幸二	企画課長	深川 竜也
税務住民課長	山根 徳政	保健福祉課長	中林知代枝
医療対策課長	渡邊 栄治	産業課長	堀田 雅和
建設水道課長	河野喜代志	柿木地域振興室長	深川 千恵
出納室長	村上 恵		

午前 9 時 16 分開会

○議長（安永 友行） それでは、ただいまの出席議員数は 11 人です。定足数に達しておりますので、令和 6 年第 3 回吉賀町議会定例会を開会します。

なお、10 番、中田議員につきましては入院につき、当定例会中は欠席をされますので、報告をしておきます。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付したとおりです。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（安永 友行） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定によって、7 番、河村隆行議員、8 番、大庭議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（安永 友行） 日程第2、会期の決定の件を議題にします。

議会運営委員長の報告を求めます。4番、桑原議会運営委員長。

○議会運営委員長（桑原 三平） 9月9日、議会運営委員会において、会期日程について協議いたしました。

会期日程は、本日より10月2日までの20日間といたします。

以上、決定いたしました。

○議長（安永 友行） それでは、お諮りをします。本定例会の会期は、ただいま委員長報告のとおり、本日から10月2日までの20間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 異議なしと認め、よって会期は本日から10月2日までの20日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（安永 友行） 日程第3、諸般の報告を行います。

本日の会議に出席の説明員の職、氏名は、お手元に配付したとおりです。

監査委員よりの例月出納検査報告及び議会の動静報告は、お手元の配付資料のとおりです。

日程第4. 行政報告

○議長（安永 友行） 日程第4、行政報告を行います。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 改めておはようございます。本日、令和6年第3回目の定例会を招集しましたところ、御出席をいただきまして大変ありがとうございました。

動静報告の前に、本定例会に執行部側から上程いたします議案について、概略を申し上げておきたいと思います。

今回上程する案件でございますが、全部で28件となります。

内訳といたしましては、令和5年度一般会計ほか各会計の決算認定が9件、財政指標等の報告が1件、町有財産無償貸付けの案件が1件、組合規約の変更が3件、請負契約の変更が1件、条例の一部改正が6件、令和6年度一般会計ほか各会計の補正予算が6件、そして功労表彰者の選定同意が1件でございます。

この後、順次上程いたしまして、詳細説明をさせていただきますので、いずれの議案につきましても、慎重審議の上、適切な議決を賜りますようお願い申し上げておきたいと思います。

なお、議会運営委員会でも報告をさせていただいていようかと思いますが、今会期中におきまして、追加議案といたしまして、吉賀町教育委員会教育長の任命同意について上程する予定としておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

それでは、端末のほうでお送りをさせていただいております町長動静報告のほうで御報告を申し上げたいと思います。

今回の報告は、6月の定例会から昨日までのところでございます。時間の関係もございまして、主な事柄に限定をしての御報告とさせていただきたいと思います。

6月の定例会につきましては、6月の7日に招集、開会いたしまして、会期につきましては6月の14日まででございました。

9日の日曜日には、大野原運動交流広場におきまして、吉賀町の消防操法大会を開催いたしました。

中ほど、6月の16日でございます。益田市で行われました益田地区広域消防本部定礎式、竣工式のほうへ出席いたしました。

午後、こちらのほうに帰りまして、水源公園で5年ぶりに開催をされました水源祭り、雨乞い神事のほうへ出席をいたしました。

下がっていただきまして、19日でございます。津和野町で行われた鹿足郡防犯連合会の総会へ出席いたしました。

20日につきましては、益田市で行われた石見空港ターミナルビル株式会社の定時株主総会、そして21日につきましては、次のページにわたっておりますが、幸地の不燃物処理場を訪問いたしまして、分別作業の私自身の作業の体験と合わせて、柿木小学校の児童の皆さんが来庁いただいておりますので、この施設内にありますリサイクル工房の体験教室のほうも一緒に受講させていただいたところでございます。

23日でございますが、安来市で行われました県土連主催のルーラル・ミーティング in しまねに出席いたしました。県土連の役員を仰せつかっておりますので、その関係で出席をしております。

中ほど、25日でございます。津和野町で行われました高津川流域林業活性化センターの通常総会、27日には六日市の共同調理場、隣にあります施設でございます、こちらのほうに出かけまして、第1回目になりますが、オーガニック給食を児童生徒の皆さん、教職員の皆さん、そして教育委員の皆さん、生産者の皆さんと一緒に食事を取らせていただいたところでございます。これにつきましては、再三申し上げておりますが、できれば1学期に1回ずつぐらい、今年度あと2回ぐらいは実施をしていきたいなというふうに考えております。

午後からは松江へ出かけまして、島根県町村会の正副会長会議へ出席いたしました。

下の7月の1日、2日でございますが、記載をしておりますように、災害対策本部を開催しながら、大雨警戒待機で役場のほうへ待機をいたしました。

次のページ、7月3日でございます。上京いたしまして、全国高速道路建設協議会の総会と要望活動、併せて農林水産大臣政務官であります舞立先生のところへ面会に伺ったところでございます。

7月4日は松江で行われました島根県の道の駅交流会総会・講演会・懇親会に出席をいたしました。

5日の日は、同じく松江でございますが、島根県消防協会、県土連、それから島根県庁の健康福祉部を訪問させていただいて、その後、益田地区の各期成同盟会の要望活動を行ったところでございます。

6日につきましては、大野原でグラウンドゴルフ場で町長杯のグラウンドゴルフ大会を開催したところでございます。

7日、日曜日につきましては、松江市で行われました島根県消防操法大会に出席をいたしました。吉賀町から代表で、小型ポンプの部ということで、第8分団、出場されまして、見事第5位入賞、敢闘盾を受賞されたということを付け加えておきたいと思っております。

8日は、益田市で行われた益田広域事務組合の理事会でございます。

9日につきましては、同じく益田、島根西部農業後継者育成確保連絡協議会の定例総会でございます。

10日につきましては、広島にありますモンベル広島紙屋町店で、毎年行っております吉賀町とNPO法人日本に健全な森をつくり直す委員会との共催でセミナーを開催して、多くの皆さんに御参加をいただいたところでございます。

7月の10日と11日につきましては、災害対策本部を開催しながらの大雨警戒待機ということで、役場のほうへ詰めたところでございました。

11日のところでは、そうした中ではございましたが、社協の開催でございます福祉センターで吉賀町のシルバー人材センターの設立10周年記念式典と記念講演会が開催されましたので、出席をさせていただきました。

次のページでございます。

12日でございます。江津で行われました中国治水期成同盟会連合会の総会・意見交換会でございます。

14日につきましては、山本益田市長が無投票で4選を果たされましたので、そちらのほうのお祝いと報告会のほうへ出席をいたしました。

17日は、津和野町で行われた吉賀町農政会議の通常総会、併せて津和野町の農政会議と合同

での研修会・交流会のほうへ出席をいたしました。

7月18日につきましては、松江におきまして、鹿足土木協会での県の要望活動と総会と意見交換会ということで、構成員であります安永議長にも御同行いただいたところでございます。ありがとうございました。

19日につきましては、同じく松江におきまして、県の消防協会、町村会、ふるさと島根定住財団を訪問いたしまして、その後、今回初めてでございますが、公設民営化の病院ができましたので、島根県自治体病院開設者協議会と併せて公益社団法人全国自治体病院協議会島根県支部の総会へ出席をさせていただきました。その後、島根県土連の役員会のほうへ出席をいたしまして、帰庁いたしました。

20日につきましては、吉賀高等学校で有志によります草刈りがございましたので、私も参加をしたところでございます。

22、23日につきましては、隠岐諸島隠岐の島町で県の町村会の総会と現地研修会でございます。

24日につきましては、松江市で行われました全国治水の県支部の役員会と通常総会と、それから広島県の廿日市市に移動いたしまして、津和野街道交流協議会の特別会、これは3首長会議でございます、廿日市市長、それから津和野町長、吉賀町長での特別会、市長会議を開催をさせていただいたところでございます。

25日につきましては、上京いたしまして、厚生労働大臣政務官であります三浦先生のほう、面会をさせていただいて、その後、青木事務所にも訪問いたしました。いずれも、よしか病院の近況について御報告をさせていただいたところでございました。

26日には、広島でありました在広島県人会の総会でございます。

ページ変わりまして、7月31日、松江市で県国保連の連合会の通常総会でございます。

8月に入りますが、1日、浜田市で行われた県立大学支援協議会の総会・意見交換会でございます。

2日は、津和野町で鹿足郡事務組合の議会の臨時会でございます。

4日につきましては、益田で行われました益田広域圏消防大会のほうへ出席いたしました。

5日につきましては、松江市で県の過疎協会の研修会のほうへ出席したところでございます。

6日につきましては、益田地区各種期成同盟会の例年の要望活動というところで、まず浜田の河川国道事務所へ出向きまして、その足、広島にあります整備局のほうへ要望活動行っております。

それが終わりました、もう一度松江へ帰りまして、島根県知事との面会をさせていただきました。知事につきましては、よしか病院の近況の報告をさせていただいたところでございます。

8日は、益田地区各種期成同盟会の今回は中央要望ということで上京いたしました。

9日は、益田市で広域事務組合の臨時会でございます。

10日につきましては、萩・石見空港大阪線の初日でございますので、歓迎イベントのほうへ出席をしております。

12日につきましては、七日市地区で発生いたしましたその他火災の対応をしたところでございます。

ページが変わりまして、14日につきましては、柿木で行われました恒例の吉賀町ふるさと夏祭りへ参加をいたしました。

15日には、基幹集落センターでの吉賀町成人式を挙行いたしました。

17日につきましては、基幹集落センターとよしか病院で行われました吉賀町の地域と医療をつなぐ会のイベントのほうへ同行させていただきました。

下がっていただきまして、22日でございます。全国過疎協の関係でございまして、人口減少地域フォーラムのほうへ出席をいたしました。

24日につきましては、午前中は大野原運動交流広場で吉賀町消防団の夏季訓練、午後からは益田市で行われた島根県里親大会のほうへ出席をしたところでございます。

一番下、26日でございます。大変お世話になりましたが、第29回UBEビエンナーレ（現代日本彫刻展）の吉賀町賞の受賞作品の寄贈式と除幕式等を行ったところでございます。議長、副議長はじめ、多くの議員の皆様にご出席をいただきました。大変ありがとうございました。

8月の27日から30日までにつきましては、足かけ3日ございましたが、台風10号の関係で、対策会議をしながら警戒待機に当たったところでございます。

31日につきましては、衆議院議員の高見先生、御来庁されて、国政報告会がございましたので出席をしたところでございます。

9月に入っておりますが、1日は吉賀高校の学園祭「よしか祭」のほうへ訪問させていただきました。

2日につきましては、島根県町村会の正副会長会議、併せて島根県知事への要望活動、さらに知事と町村長との意見交換会のほうへ出席をいたしました。

翌日は上京いたしまして、県の町村会としての中央の要望活動を行ったところでございます。

5日につきましては、秋の交通安全運動が始まりますので、町の交対協を開催していただきました。

6日につきましては、町議会の全員協議会が開催をされました。

最後のページでございますが、9月の8日につきましては、上京いたしまして、東京島根県人会の総会へ出席をいたしました。

それから、下から2つ目、9月の11日、一昨日でございますが、医療法人橘井堂理事長面会、津和野町でございます。実は、橘井堂の理事長であります三輪先生のお嬢様、廣瀬順子さんといわれますが、この方が先般、パリで行われましたパラリンピックの女子柔道の57キロ級で見事金メダルを獲得されたということでございましたので、そのお祝いを兼ねて、理事長のほうへ面会に出向いたところでございます。

以上でございます。

日程第5 発議第3号

○議長（安永 友行） それでは、日程第5、発議第3号現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を発議者に求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） それでは、発議第3号について、読み上げて提案させていただきたいと思います。

発議第3号、吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

現行の健康保険証の存続を求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由といたしまして、医療機関は診察のために初めて訪れた患者さんが何処の健康保険に加入しているか、自己負担は何割かを先ず確認し、診察へとつなげます。この作業がスムーズにすまないと、一刻を争う病気かもしれない患者さんは大変なことになりかねません。

厚労省は、今年7月のマイナ保険証の利用状況を公表しています。7月はマイナ保険証利用促進集中取組月間の最終月で、運用開始施設におけるマイナ保険証の利用件数は2,281万件で6月より407万件増加しましたが、利用率は11.13%にとどまりました。

理由は、現行の健康保険証のほうがマイナ保険証よりはるかに便利で使いやすいからだと思います。マイナ保険証はトラブルも多いほか、カードの紛失や犯罪利用されるといった不安要素も多く、資格確認できなければいったん10割負担にせざるをえません。特に高齢者には不向きな制度ともいわれています。現行の健康保険証を存続することで問題解決できると考えております。

意見書（案）のほう、読み上げさせていただきます。

令和6年6月2日、国会において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律が成立し、政府は12月22日に、健康保険証の廃止を令和6年12月2日とすることを閣議決定しました。

今年8月に18の地方紙が共同で「マイナ保険証」についてアンケートを実施し、1万2,000人を超える方の有効回答から「現行の保険証を残し、マイナ保険証導入をやめて」と

「現行の保険証を残し、選択制に」がそれぞれ4割、「現行の保険証をなくし、マイナ保険証に一本化」を支持した人は約2割という結果でした。医師からは、「スムーズな健康保険の資格確認で早い診察を望んでいる。今の保険証は月1回の確認だけ。マイナ保険証は受診のたびに受付、本人確認、いくつかの同意確認をしてから診察の受付となる。急ぎの患者、駐車場でコロナチェックの人の受付ができない。」と訴えています。

現行の健康保険証は自治体や健康保険組合が発行していますが、マイナンバーカードと健康保険証を一体化することにより、マイナ保険証を持たない人は毎年資格確認書の申請が必要となります。また、マイナ保険証を持つ人も5年ごとに更新が必要となります。申請や更新の手続を失念した場合に「無保険」扱いとなって、保険医療が受けられなくなるなど、国民の不安は大きく、マイナ保険証を持たない人に対して資格確認書を毎年発行する保険者の業務が膨れ上がることも心配されます。

国会ならびに政府におかれましては、マイナンバーカードは任意取得であるという原則を大切に、誰でも安心して医療にかかる現行の健康保険証を存続させることが出来るよう再検討されることを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、デジタル大臣としておりますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

提案者に対しての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑がないようです。

ここでお諮りをします。本件については、所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 異議なしと認め、本件については所管の総務常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定をしました。

日程第6 発議第4号

○議長（安永 友行） 引き続き、日程第6、発議第4号賃金引上げ分への支援等で営業を守ることとを求める意見書（案）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） それでは、ただいま議題となりました発議第4号について提案させ

ていただきたいと思います。

吉賀町議会議長安永友行様。提出者、吉賀町議会議員藤升正夫。

賃金引上げ分への支援等で営業を守ることを求める意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

理由、最低賃金が上がることによって、賃金の支払いが困難となるため、雇用契約の解除、労働時間の短縮、設備投資の縮小など経営へのマイナスが生じる可能性が指摘されています。社会保険料・賃金の引上げ分を直接支援することによって経営と雇用を守り地域経済を支えるためであります。

なお、財源につきましては500兆円を超えて増え続ける大企業の内部留保に対し、賃上げ、設備投資分を控除した上で毎年2%、5年間の時限的課税で10兆円を財源をつくり、これを賃金引上げと中小企業・小規模事業者の支援に充てることが、経済の好循環につながると考えております。

本文ですが、賃金引上げ等への支援で営業を守ることを求める意見書（案）。

島根地方最低賃金審議会は、今年の10月12日から最低賃金をこれまでの904円から58円引上げた962円とすることを決定しました。賃金が上がることは大変喜ばれることで、暮らしを支え、地域経済に好影響を与えてくれると期待される一方で、低賃金で働く労働者が多い企業、事業所では、人件費が増えることに大きな不安を抱えています。

人件費の販売価格への転嫁が容易でないところは、人件費をこれまでと同じ水準にするために、労働時間・労働日数の短縮、場合によっては労働契約解除まで検討せざるを得ず、正社員の雇用にも影響が及びかねません。

日本商工会議所が今年の2月に公表した「中小企業の人手不足、賃金・最低賃金に関する調査」では、最低賃金引上げにともなう人件費の増加への具体的な対応について、17.5%の企業が「設備投資の抑制等、人件費以外のコストの削減」と答えています。

厚労省中小企業庁には、「最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策」があり大いに活用されることと期待されますが、設備投資を求められるものなど直接人件費だけに使えるお金でないことから使い勝手が良いとは言えません。

事業が赤字でも支払わなければならない社会保険料、賃金引上げ分への支援を農業を含む中小零細事業者に行い、地域経済を支えることが今求められています。

国会ならびに政府におかれましては、平成24年以降膨らんだ大企業の内部留保分に時限的課税で財源を確保し、社会保険料・賃金引上げ分への支援を含む中小企業・小規模事業者への支援を抜本的に拡充し、経済の好循環が図れるよう積極的な施策を展開されるよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

提出先といたしまして、衆参両院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣としております。よろしくお願いします。

○議長（安永 友行） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

提案者に対しての質疑はありませんか。よろしいです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑がないようですので、ここでお諮りをします。本件については、所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 異議なしと認め、本件については所管の経済常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

日程第 7. 認定第 1 号

日程第 8. 認定第 2 号

日程第 9. 認定第 3 号

日程第 10. 認定第 4 号

日程第 11. 認定第 5 号

日程第 12. 認定第 6 号

日程第 13. 認定第 7 号

日程第 14. 認定第 8 号

日程第 15. 認定第 9 号

○議長（安永 友行） 日程第 7、認定第 1 号令和 5 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第 15、認定第 9 号令和 5 年度吉賀町病院事業会計決算認定についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、9 件につきまして、認定案件を上程をさせていただきます。

認定第 1 号令和 5 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和 6 年 9 月 13 日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第 2 号令和 5 年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 5 年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和 6 年 9 月 13 日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第3号令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第4号令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第5号令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第6号令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算認定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第7号令和5年度吉賀町水道事業会計決算認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度吉賀町水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第8号令和5年度吉賀町下水道事業会計決算認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度吉賀町下水道事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

認定第9号令和5年度吉賀町病院事業会計決算認定について、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和5年度吉賀町病院事業会計決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

以上の詳細につきましては、所管いたします出納室長並びに建設水道課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、詳細説明を求めます。

なお、認定第1号から認定第6号、それから認定第8号と認定第9号については、村上出納室長より説明を求めます。

それから、認定第7号については、河野建設水道課長より説明を求めます。

それでは、村上出納室長、お願いいたします。村上出納室長。（「議長」と呼ぶ者あり）9番、

藤升議員。

○議員（９番 藤升 正夫） タブレットに出ていない人が多いんじゃないかと思うんですが。ちょっと確認していただけますか。（発言する者あり）

○議長（安永 友行） しばらくお待ちください。（発言する者あり）

局長も調べたりいろいろするので、ちょっと休憩します。

午前 9 時 43 分休憩

.....

午前 9 時 51 分再開

○議長（安永 友行） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

タブレットの調整というか、最初にまず局長からその説明をして、確認してから村上出納室長の説明に入ります。局長、お願いします。

○事務局長（増本 健治） それでは、確認をさせていただきます。

まず、タブレットのホームから令和 6 年第 3 回定例会を確認いただきまして、その中に議事日程・報告・一般質問、9 月 6 日全員協議会、9 月 9 日議会運営委員会、9 月 13 日提出議案、それから決算書・決算審査資料・事務報告書、監査委員、6 つのファイルがそこにありますでしょうか。（「あります」と呼ぶ者あり）

その中の 9 月 13 日提出議案、それから、その次の決算書・決算審査資料・事務報告書、このフォルダ、2 つとも開きますでしょうか。開いて、その中に資料入っていますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それを使って行いますので、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行） それでは、お待たせしました。認定第 1 号から認定第 6 号、認定第 8 号と認定第 9 号について、村上出納室長に説明をいただきます。村上出納室長。

○出納室長（村上 恵） それでは、認定第 1 号から第 6 号、令和 5 年度吉賀町一般会計及び特別会計歳入歳出決算、認定第 8 号令和 5 年度吉賀町下水道事業会計決算、認定第 9 号令和 5 年度吉賀町病院事業会計決算について御説明を申し上げます。

一般会計と特別会計につきましては、決算書と参考資料で御説明を申し上げます。前年度と同様、先に参考資料を御説明させていただき、その後、決算書で主な増減要因について御説明をさせていただきます。

初めに、一般会計の決算についてです。

タブレットを御覧の方は、9 月 13 日提出議案のフォルダ内にあります認定第 1 号から、第 6 号令和 5 年度吉賀町一般会計歳入歳出決算認定等についての 8 ページ、左上に一般会計と記載されている表、グラフにつきましては次のページを御覧ください。

紙を御覧の方は、参考資料2ページ、グラフにつきましては3ページを御覧ください。

表の中段、一般会計の歳入決算額は80億5,861万2,985円、前年度比5億7,321万4,370円、7.7%の増です。

下段の歳出決算額は79億7,104万2,897円、前年度比7億7,701万2,534円、10.8%の増となり、歳入歳出ともに前年度より大幅な増額となりました。

歳入で増額している項目につきましては、金額の多い順から、繰入金、約2億4,800万円、町債、約1億8,600万円、県支出金、約9,700万円となっています。

また、歳入で減額している項目につきましては、金額の多い順から、国庫支出金、約4,400万円、諸収入、約400万円、寄附金、約300万円となっており、歳入の増額につきましては約43%が繰入金です。

次に、歳出です。

歳出で増額している項目につきましては、金額の多い順から、消防費、約2億7,900万円、衛生費、約2億2,100万円、農林水産業費、約1億9,900万円となっています。

また、歳出で減額している項目につきましては、金額の多い順から、教育費、約2億300万円、商工費、約500万円、労働費、約100万円となっており、歳出の増額につきましては約36%が消防費です。

次に、興学資金基金特別会計決算の御説明を申し上げます。

タブレットを御覧の方は、グラフの次のページ、左上に興学資金基金特別会計と記載されている表、グラフにつきましては次のページ上段を御覧ください。

紙を御覧の方は、4ページ上段、グラフにつきましては5ページ上段を御覧ください。

歳入決算額1,662万8,076円、前年度比338万9,986円、25.6%の増です。

下段の歳出決算額1,530万円、前年度比206万1,910円、15.6%の増となりました。

増額の要因につきましては、後ほど決算書で御説明させていただきます。

次に、国民健康保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。

タブレットを御覧の方は、興学資金基金特別会計の下、国民健康保険事業特別会計と記載されている表、グラフにつきましては次のページの中段を御覧ください。

紙を御覧の方は、4ページ中段、グラフにつきましては5ページ中段を御覧ください。

歳入決算額7億8,193万1,790円、前年度比3,053万254円、4.1%の増です。

下段の歳出決算額7億7,439万6,243円、前年度比4,187万2,669円、5.7%の増となりました。

歳入で増額している項目は県支出金、約4,800万円、減額している項目は繰入金、約

1,000万円などとなっています。

歳出で増額している項目は、保険給付費で約5,100万円などとなっています。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。

タブレットを御覧の方は、グラフの次のページ、左上に後期高齢者医療保険事業特別会計と記載されている表、グラフにつきましては次のページを御覧ください。

紙を御覧の方は、6ページ上段、グラフにつきましては7ページ上段を御覧ください。

歳入決算額2億6,447万874円、前年度比930万2,488円、3.6%の増です。

歳出決算額2億6,310万7,974円、前年度比848万5,402円、3.3%の増となりました。

歳入で減額している項目は使用料及び手数料と諸収入のみで、他の項目は増額となっており、繰入金が約670万円増額となっています。

歳出は全ての項目で増額となっており、広域連合納付金が約650万円の増額となっています。

次に、介護保険事業特別会計決算の御説明を申し上げます。

タブレットを御覧の方は、後期高齢者医療保険事業特別会計の下、介護保険特別会計と記載されている表、グラフにつきましては次のページ下段を御覧ください。

歳入決算額11億8,548万4,667円、前年度比5,897万2,210円、4.7%の減です。

歳出決算額10億7,036万8,863円、前年度比1億250万7,635円、8.7%の減となりました。

歳入で増額している項目は支払基金交付金の約400万円、減額している項目は繰越金が約4,100万円などとなっています。

歳出で増額している項目は総務費のみで、他の項目は減額となっており、保険給付費が約5,200万円減額となっています。

次に、小水力発電特別事業決算の御説明を申し上げます。

グラフの次のページ、左上に小水力発電事業特別会計と記載されている表、グラフにつきましては次のページを御覧ください。

歳入決算額5,910万9,358円、前年度比233万1,834円、3.8%の減です。

歳出決算額5,890万7,946円、前年度比234万1,029円、3.8%の減となりました。

減額の要因につきましては、後ほど決算書で御説明を申し上げます。

次に、決算書により、主な要因の御説明をさせていただきます。

タブレットの決算書・決算審査資料・事務報告書のフォルダを御覧ください。そちらのフォル

ダ内の2番目にあります令和5年度一般会計歳入歳出決算書のほうを御覧ください。

ページ数につきましては、決算書の下段中央に記載されていますページ数で説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まずは、一般会計の歳入、町税です。

決算書17ページ中段を御覧ください。

法人税収入額が、業績が伸びた事業所の法人税割の増加等により、約516万円増の2,483万890円となり、増額の主な要因となりました。

次に、地方交付税です。

決算書21ページ下段を御覧ください。

特別交付税、地域おこし協力隊、集落支援員等により、約4,674万円増の5億683万6,000円となり、増額の主な要因となりました。

次に、国庫支出金です。

決算書31ページ中段を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、約1億3,584万円減の7,414万993円となり、減額の主な要因となりました。

次に、県支出金です。

決算書41ページ下段を御覧ください。

林業費、県補助金、04森林環境保全造林事業補助金、約4,892万円増の6,064万250円となり、増額の主な要因となりました。

次に、繰入金です。（発言する者あり）

○議長（安永 友行） ここで暫時休憩します。

午前10時20分休憩

.....

午前10時32分再開

○議長（安永 友行） 再開をします。

再開前に、今、室長と局長のほうで説明の仕方を調整しましたので、局長のほうから説明をしてもらって、室長の説明に移ります。局長、お願いします。

○事務局長（増本 健治） 大変失礼しました。

議案の説明ですけれども、議員の皆さんはタブレットを見ておられますが、傍聴の方は紙の資料しかございません。なので、ちょっと分かりづらくなるかもしれませんが、紙上のページとタブレットのページ、それぞれ読み上げるということで説明を続けたいと思いますので、よろしゅうございますでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、よろしくお願いします。

○議長（安永 友行） それでは、詳細説明を村上室長より再開していただきます。村上室長。

○出納室長（村上 恵） それでは、すみません、一般会計の決算書の歳入のところからちょっとやり直しをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずは、一般会計歳入の町税です。決算書１７ページ中段、タブレットは９ページを御覧ください。法人税収入済額が業績が伸びた事業所の法人税割の増加等により約５１６万円増の２,４８３万８９０円となり、増額の主な要因となりました。

次に地方交付税です。決算書２１ページ下段、タブレット１１ページを御覧ください。特別交付税地域おこし協力隊集落支援員等により約４,６７４万円増の５億６８３万６,０００円となり、増額の主な要因となりました。

次に、国庫支出金です。決算書３１ページ中段、タブレット１６ページを御覧ください。２９新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、約１億３,５８４万円減の７,４１４万９９３円となり、減額の主な要因となりました。

次に、県支出金です。決算書４１ページ下段、タブレット２１ページを御覧ください。林業費、県補助金、０４森林環境保全造林業補助金、約４,８９２万円増の６,０６４万２５０円となり、増額の主な要因となりました。

次に繰入金です。決算書５１ページ、タブレット２６ページを御覧ください。０１地域福祉基金繰入金、前年度はゼロのため１億６,０８０万円全額増となり、増額の主な要因となりました。

次に町債です。決算書５７ページ、タブレット２９ページを御覧ください。町債の総額収入済額を御覧ください。普通建設事業費、災害復旧事業費に係る町債発行増額により、約１億８,６０５万円増の９億８,２９９万８,０００円となりました。

次に、一般会計の歳出です。

まずは民生費です。決算書９３ページ下段、タブレット４７ページを御覧ください。１０電力・ガス・食品等価格高騰緊急支援給付金４,９６８万円増の９,９３８万円、その下の１１定額所得者支援給付金につきましては、前年度はゼロのため２,５９０万円全額増となり、増額の主な要因となりました。

次に衛生費です。決算書１１５ページ中段、タブレット５８ページを御覧ください。よしか病院に関する歳出のため、前年度はゼロ円の０１公営企業会計出資金１億円が主な増額要因となりました。

次に農林水産業費です。決算書１４３ページ下段、タブレット７２ページを御覧ください。０１林業新設改良補助金事業費、約１億６,９２２万円増の１億９,６７２万１,９００円となり、増額の主な要因となりました。

次に消防費です。決算書１５９ページ下段、タブレット８０ページを御覧ください。１２益田

地区広域市町村圏事務組合設備整備負担金、これは益田市に建設された消防本部関連の負担金で、約2億7,922万円増の3億755万6,000円となり、増額の主な要因となりました。

次に教育費です。昨年度計上されていましたが、令和5年度の決算書では記載のない蔵木小学校改修工事の小学校施設整備事業費2億5,669万4,900円が全額の減となり、減額の主な要因となっています。

次に、興学資金基金特別会計決算の主な増減要因の御説明を申し上げます。タブレットの令和5年度興学資金基金特別会計決算書のほうを御覧ください。

歳入につきましては、決算書207ページ下段、タブレット6ページを御覧ください。

01興学資金基金貸付金元利収入168万円増の762万円、その下、滞納繰越分興学資金基金貸付金元利収入63万円増の67万円となり、増額の主な要因となりました。

歳出につきましては、決算書209ページ上段、タブレット6ページを御覧ください。

11興学資金基金貸付金108万円増の828万円となり、増額の主な要因となりました。

次に、国民健康保険事業特別会計決算の主な増減要因の御説明を申し上げます。タブレットの令和5年度国民健康保険事業特別会計決算書を御覧ください。

歳入につきましては、決算書221ページ中段、タブレット7ページを御覧ください。

県支出金、普通交付金、01一般被保険者分、医療費の増加により約5,260万円増の5億8,846万7,979円となり、増額の主な要因となりました。

歳出につきましては、決算書229ページ上段、タブレット11ページを御覧ください。

保険給付費、療養諸費、11一般費保険者療養給付費、医療費の増加により約4,312万円増の4億9,837万4,028円となり、増額の主な要因となりました。

次に、後期高齢者医療保険事業特別会計決算の主な増減要因の御説明を申し上げます。タブレットの令和5年度後期高齢者医療保険事業特別会計決算書を御覧ください。

歳入につきましては、245ページ下段、タブレット6ページを御覧ください。繰入金、一般会計繰入金、01療養給付費負担金、約427万円増の1億2,296万6,179円となり、増額の主な要因となりました。

歳出につきましては、決算書249ページ中段、タブレット8ページを御覧ください。

51後期高齢者医療広域連合納付金、約658万円増の2億5,868万7,207円となり、増額の主な要因となりました。

次に、介護保険事業特別会計決算の主な増減要因の御説明を申し上げます。タブレット、令和5年度介護保険事業特別会計決算書を御覧ください。

歳入につきましては、263ページ中段、タブレット8ページを御覧ください。

01純繰越金、約4,106万円減の7,158万379円となり、減額の主な要因となりました。

た。

歳出につきましては、決算書269ページ下段、タブレット11ページを御覧ください。

保険給付費、11施設介護サービス給付費、約3,938万円減の4億747万1,219円となり、減額の主な要因となりました。

次に、小水力発電事業特別会計決算の主な増減要因の御説明を申し上げます。タブレット、令和5年度小水力発電事業特別会計決算書を御覧ください。

歳入につきましては、決算書289ページ上段、タブレット6ページを御覧ください。

01売電料、約238万円減の5,891万4,494円となり、減額の主な要因となりました。

歳出につきましては、決算書291ページ下段、タブレット6ページを御覧ください。

11小水力発電事業基金積立金、約560万円減の1,810万2,647円となり、減額の主な要因となりました。

次に、実質収支に関する調書の説明を申し上げます。タブレットの令和5年度実質収支に関する調書及び財産に関する調書を御覧ください。

決算書294ページ、タブレット1ページを御覧ください。

一般会計につきましては、1の歳入総額から2の歳出総額を引いた3の歳入歳出差引額は8,757万円ですが、翌年度への自主財源の繰越しが4,300万1,000円ありますので、5の実質収支額は4,456万9,000円となります。

その次のページの興学資金基金から小水力発電基金の各特別会計につきましては、歳入歳出差引額と実質収支額は同額となっていますので、御確認ください。

次に、財産に関する調書の御説明を申し上げます。決算書300ページ、タブレット6ページを御覧ください。

(1) 土地及び建物の異動について御説明を申し上げます。

まず、土地についてです。一番左に縦書きで、1行政財産、2普通財産の欄があります。行政財産、その他384平米につきましては、水道用地として購入したものです。

2普通財産、宅地1,175.81平米につきましては、主にヨシワ工業の無償貸与分と、六日市学園サービスからの無償譲渡分となります。

次に、建物の増減についてです。

1行政財産、木造の公営住宅1,581.06平米につきましては、旧六日市学園、医療・介護従事者住宅横立団地の新築等による増です。非木造その他の施設335平米のマイナスにつきましては、旧七日市公民館解体によるものです。

次に、決算書301ページ、タブレット8ページを御覧ください。

(2) 山林です。面積については変動はありませんでした。立木については、増加率5%で計

上しております。（３）の物件及び（４）有価証券につきましては、変動はありませんでした。

次に、決算書３０２ページ、タブレット８ページを御覧ください。

（５）出資による権利につきましては、新たに医療法人カタクリ会へ１，０００万円、病院事業会計へ１億円計上されました。下水道事業会計へは７，０００万円計上され、決算年度末残高は１億８００万円となっています。

次に、決算書３０３ページから３０５ページ、タブレットの１０ページから１２ページにあります２の物品につきましては、１件が１００万円以上のものを記載しておりますので、増減の詳細や決算年度末残高については表のとおりとなっておりますので、御確認ください。

次に、決算書３０６ページ、タブレット１３ページを御覧ください。

３の債権についてです。一番左側の決算年度末残高は、令和６年３月３１日現在の現在高となっています。

次に、決算書３０７ページ、タブレット１４ページを御覧ください。

４の基金です。これも令和６年３月３１日現在高です。令和５年度出納閉鎖期間中は含まれておりませんので、御注意ください。これは、債権や基金は自治体の財産であり、加えて、財産には出納閉鎖期間というものはなく、全て３月３１日で経理するよう自治法に定めがあるためです。各基金とも、利子及び積立てによる増額、取崩しによる減額、決算年度末残高は表のとおりとなっておりますので、御確認ください。

決算書３０８ページ、タブレット１５ページを御覧ください。

令和６年３月３１日現在の全基金の合計額につきましては、３２億９，４２７万９，３０６円となります。

次の３０９ページから３１１ページ、タブレット１６ページから１８ページにつきましては、参考資料として、令和６年５月３１日現在の債権及び基金の内容を記載しておりますので、御覧いただけたらと思います。

以上で、令和５年度一般会計、特別会計決算の御説明を終わらせていただきます。

続きまして、令和５年度下水道事業会計について御説明を申し上げます。タブレットの令和５年度吉賀町下水道事業会計決算書を御覧ください。

では、決算書４ページを御覧ください。こちらについては、紙もタブレットも同じページ数となっておりますので、よろしくお願いいたします。

収益的収入及び支出についてです。

収益的収入の収益決算額は、２億５，８８６万６０５円となり、支出の決算額は、２億４，３９４万１，４１１円となりました。

次に、決算書５ページを御覧ください。資本的収入決算額は９，３０３万８，０００円となり、

そのうち7,000万円は出資金です。支出は建設改良費や企業債償還金で1億8,239万1,665円となりました。

次に、決算書6ページを御覧ください。損益決算書についてです。

営業収益4,477万620円に対し、営業費用2億1,829万35円となり、1億7,351万9,415円の営業損失となりました。営業費用の主なものは、下水道管の修繕費や電気代等になります。

次に、営業外収益2億961万2,923円に対し、営業外費用2,226万3,604円、経常利益は1,382万9,904円となりました。営業収支と営業外収支の計1,382万9,904円が当年度の純利益となっており、前年度繰越利益剰余金の1,219万3,416円を合わせた2,602万3,320円が当年度の未処分利益剰余金となります。

次に、決算書7ページを御覧ください。剰余金決算書についてです。

当年度変動額のうち、資本金については、一般会計からの出資金を繰り入れております。未処分利益剰余金につきましては、先ほど説明しております純利益を計上しております。

次に、決算書8ページを御覧ください。剰余金処分決算書（案）についてです。

これは未処分利益剰余金の処分内容です。前年度と同様、突発的な事項が発生した際の言わば運転資金として、使途や目的等を特定せず、繰越したいと考えています。各積立金への積立ては、今後、経営状況を見ながら検討し、御提案していきたいと考えています。

次に、決算書9ページを御覧ください。貸借対照表についてです。

資産合計40億1,402万8,692円、負債合計33億2,938万4,955円、資本合計は6億8,464万3,737円となっております。

決算書の10ページから24ページにつきましては、下水道事業の詳細となりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、決算書の25ページを御覧ください。キャッシュフロー計算書です。キャッシュフローは、業務活動、投資活動、財務活動から発生しますが、資金期末残高は6,694万1,256円となります。この金額は、決算書9ページの貸借対照表の資産の部、流動資産現金預金と同じ額となります。

決算書の26ページから33ページにつきましては、款項目節ごとの明細書及び固定資産明細書、企業債明細書になっておりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、令和5年度下水道事業会計決算の御説明を終わらせていただきます。

次に、令和6年3月より公営企業会計となりました病院事業会計決算について御説明を申し上げます。タブレットの令和5年度吉賀町病院事業会計決算書を御覧ください。

では、決算書4ページを御覧ください。収益的収入及び支出についての説明です。

収益的収入の決算額は7,968万8,878円で、収益的支出の決算額は7,892万6,358円となりました。

なお、令和5年度については、資本的収入及び支出の部はありません。

次に、決算書5ページを御覧ください。

損益計算書で、1医業収益が3,554万5,464円、2医業費用は7,889万6,158円となり、4,335万694円の医業損失となりました。次に3医業外収益についてですが、4,411万3,214円となり、医業外費用はありませんでしたので、経常利益が76万2,520円となりました。その他の収支はないため、当年度純利益が76万2,520円となりました。

次に、決算書6ページを御覧ください。剰余金計算書についてですが、当期首残高については資本金1億円で、当年度変動額には、先ほど説明した当年度純利益である76万2,520円を利益剰余金のうち未処分利益剰余金に計上しております。

次に、決算書7ページを御覧ください。剰余金処分決算書（案）です。先ほど未処分利益剰余金の処分内容となりますが、令和5年度については、事業年度末日に企業債を有していないことから、減債積立金、利益積立金、建設改良積立金の各積立金に積立をする必要がないため、全額繰越利益剰余金としています。

次に、決算書8ページを御覧ください。貸借対照表です。資本金合計4億6,339万367円、負債合計3億6,262万7,847円、資本合計1億76万2,520円となりました。

決算書の9ページから15ページにつきましては、病院事業の詳細資料となりますので、説明は割愛させていただきます。

次に、決算書16ページを御覧ください。キャッシュフロー計算書です。キャッシュフローは、業務活動、投資活動、財務活動から発生しますが、令和5年度については、業務活動のみのキャッシュフローとなっています。資本期末残高は6,050万6,871円となり、8ページの貸借対照表の資産の部、2流動資産、（1）の現金預金と同額となっております。

決算書の17ページから19ページは、款項目節ごとの明細及び固定資産明細書となりますので、説明は割愛させていただきます。

以上で、令和5年度吉賀町病院事業会計決算の御説明を終わらせていただきます。

○議長（安永 友行） 途中で正式な休憩も取りませんでしたでしたが、引き続いて、認定第7号の河野建設水道課長から説明を願い、その後に上田代表監査委員に出席していただいておりますので、5年度の各会計の決算審査意見についても続けてやりますので、どうか御了解ください。河野建設水道課長。

○建設水道課長（河野喜代志） それでは、認定第7号令和5年度吉賀町水道事業会計決算認定の詳細説明をさせていただきます。

吉賀町水道事業会計決算書の12ページをお開きください。こちらが令和5年度吉賀町水道事業報告書でございます。この報告書に沿って説明をさせていただきたいと思います。

なお、説明の中では、関連する決算書のページをお示しいたしますが、基本的にはこの12ページから14ページにおける事業報告に従って説明のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、1、概況、総括事項、総括です。平成29年4月1日に上水道事業となり、7年が経過いたしました。公営企業として適切かつ合理的な事業推進に努めているところでございます。事業としては、老朽化、耐震化に対応するため、管路の更新工事を続けております。本年度の事業箇所は、引き続き大野原地区で工事延長1,334メートルを実施したところでございます。

また、本年度は、2月に料金審議会へ諮問を行い、計2回の審議を行ったところでございます。令和4年度に改定した経営戦略に盛り込んだ令和9年度からの事業予定について引き続き審議を継続するとともに、利用者への周知も図っていききたいと思います。

広域化は、島根県の推進プランに基づき、メーターの共同購入に取り組んだところです。益田管内で調整の結果、津和野町と吉賀町の2町体制で行っていくこととなりました。しかし、諸課題が解消されたわけではありません。スケールメリットが見込めるか、事務量の増減などを見ながら検討、取組を展開していくことになると思われます。

続きまして、給水状況でございます。年度末の給水人口は5,205人で、前年度比355人の減少。年間配水量は78万2,851立方メートルで、5万1,233立方メートル減少いたしました。年間有収水量は79.07%で、昨年より0.27ポイント増加いたしました。

本年度は、給水件数が減少し、給水人口に至っては大幅に減少したため、配水量の減が生じましたが、漏水修理に努めたことによって有収水量率が微増したものでございます。

次に、建設改良事業でございます。16ページに工事概要を載せております。本年度施行した主な事業は、大野原地区老朽配水管布設替え工事でございます。水道施設の老朽化に対応するため、配水管1334.3メートルの管路更新工事を実施いたしました。

続きまして、財政状況でございます。4ページの決算報告書に（1）の収益的収入及び支出を載せているところでございますが、6ページの損益計算書が剰余金まで掲載しておりますので、こちらのほうが分かりやすいかと思います。

ちなみに、4ページ及び6ページ、どちらも収益的収支に関する経費を表したものでございますけれども、4ページは消費税を含んだもの、6ページは消費税を含んでいない数字ということになりますので、数字としては一致をいたしません。この点については御注意いただければとい

うふうに思います。

それでは、損益計算書のところですが、収益的収入の総額は2億1,407万2,000円、収益的支出の総額は2億479万8,000円となりました。この結果、927万4,000円の当年度純利益を計上いたしまして、7ページに剰余金計算書がございますが、利益剰余金の合計が7,899万2,428円になったところでございます。これに関しては、7ページの表の縦列、右から2列目の一番下の数字がその金額となっているものでございます。

8ページには、剰余金処分計算書（案）といたしまして、この未処分利益剰余金927万4,152円、これを建設改良積立金へ積み立てるというものでございます。このうち、営業外雑収益は消費税確定による差額、営業外支出は過年度分の還付が主なものでございます。

資本的収入及び支出より、資本的収入の総額は1億3,188万6,000円、資本的支出の総額は1億9,499万円となりました。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する6,310万4,000円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額202万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金6,107万6,000円で充てたものでございます。

12ページに戻っていただきたいと思います。

続きまして、料金等収納状況についてでございます。12ページ下の表を御覧いただきたいと思います。区分といたしましては、現年度分給水収益、一番右に収納率で85.91%でございます。昨年よりも低い数値でございますが、これは3月末までの町への入金で決算をするためでございます。口座振替分など金融機関から町への入金が月をまたいだ場合には未収金となるためでございます。現年度分の分担金の収納率は100%でございます。

次に、滞納繰越分の給水収益につきましては、14.92%の収納率でございます。

続きまして、13ページ、（2）経営指標に関する事項でございます。経営状況についてです。14ページの経営指標の推移の表を掲載しておりますので、併せて御覧をいただきたいと思います。表の①の経常収支比率は、給水収益や繰入金等の収益で、維持管理費等の費用をどの程度賄っているかを示す指標でございます。経営の健全性を示し、この比率が高いほど健全な収支状況となるものでございます。令和5年度については、104.53%、100%を超えて収入が多い状況となっておりますけれども、一方で②の料金回収率は59.95%となっております。料金回収率は、給水に係る費用が給水収益でどの程度賄われているかを示す指標となります。つまり料金回収率は、給水に係る費用の6割を給水収益で賄っている状況であるということがお分かりいただけるかというふうに思います。言い換えますと、収益が一般会計からの繰入金に大きく依存しているという状況を表しているものでございます。

また、資産の状況につきましては、③有形固定資産減価償却率が少しずつ増加しております。これは④の管路経年劣化率と併せて見ていただきますと、老朽が進んでいることが読み取れると

思います。管路更新率は、そうした老朽化が進む中で、更新工事が本年も1%に満たない進捗となっているものでございます。老朽化対策のため、さらなる管路更新の進捗が求められますが、そのためには、改定した経営戦略を確実に実行し、十分な資金確保をしていくことが課題となっているところでございます。物価高が続く中で、現在の経営状況を維持しつつ、更新ペースを上げていくためにも、料金審議会での議論を深め、適切な料金水準の検討を進めていく必要があるところでございます。

16ページからは、それぞれ工事の状況や業務量、契約の内容や企業債の概要、他会計補助金使途等、また、キャッシュフロー計算書や3条、4条の経費の明細、固定資産の明細、企業債の明細などを載せておりますので、こちらのほうはお読み取りいただきたいというふうに思います。

以上、決算の詳細説明とさせていただきます。

○議長（安永 友行） それでは引き続き、上田代表監査委員さんに出席していただいておりますので、ここで、令和5年度吉賀町各会計決算審査意見については、代表監査委員の報告を求めます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫） 代表監査委員の上田でございます。

8月30日、令和5年度吉賀町各会計決算審査意見書を岩本町長宛てで提出いたしました。本日はこの審査意見書を読み上げまして議会への報告とさせていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和5年度一般会計及び各特別会計等の歳入、歳出決算及び附属書類について審査した結果、その意見は下記のとおりである。

1、審査の期間。令和6年7月1日から令和6年8月29日までの間、36日間。

2、審査の対象。令和5年度吉賀町一般会計歳入歳出決算書、令和5年度吉賀町興学資金基金特別会計歳入歳出決算書、令和5年度吉賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、令和5年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計歳入歳出決算書、令和5年度吉賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、令和5年度吉賀町小水力発電事業特別会計歳入歳出決算書、令和5年度吉賀町下水道事業会計決算書、令和5年度吉賀町水道事業会計決算書、令和5年度吉賀町病院事業会計決算書及び各付属書類。

3、審査の方法。

（1）決算内容と提出を受けた決算関係資料、証拠書類等との照合。

（2）各課及び教育委員会、委託事業、単独事業等その全てについての審査は不可能なため、試査を実施し195件を抽出審査対象とした。

（3）審査の内容については、試査抽出の範囲に主体をおいた。

4、審査に当たっての留意点。

（1）共通事項。決算書、決算事項別明細書及び付属書類について、計数に誤りはないか、財

政運営、財政管理は適切に行われているか、予算の執行は関係法令に従い効率的になされているか等に主眼を置いた。

(2) 歳入。①収入成績、②予算の執行率の著しく増減している科目について、その原因調査、③違法不当な収入の有無、④未納整理の状況。

(3) 歳出。①違法不当な支出の有無、②目的どおり適正執行されているか、③怠慢なく効果的に執行されているか。

(4) その他。①実質収支に関する調書の確認（毎月実施している例月審査も含む）、②公有財産（有価証券、出資証券、物品、債権、基金）に関する確認、③各種契約締結上の適否審査、④各財政援助団体の決算書における町補助金の収支経理状況の審査。

5、審査の結果。審査に付された一般会計及び特別会計等の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及びその付属書類等の計数は、それぞれの関係諸資料及び証拠書類等と照合した結果、誤りはなく適正なものと認めた。

6、審査意見。審査の結果についてその意見は別紙「決算審査意見」のとおりである。

次に、決算審査意見でございます。これにつきましては、要点のみの説明とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

まず、決算の総括。

決算の規模。令和5年度における水道事業、下水道事業及び病院事業会計を除く各会計の決算総額は、歳入103億6,623万8,000円、歳出101億5,312万4,000円であり、4年度の決算額と比較すると歳入が5.7%、歳出は7.7%の増となっております。

なお、事業会計を含めた町債は、5年度の発行額が10億4,300万円と4年度の8億6,700万円から1億7,600万円、20%増となり、償還は元金が11億5,700万円及び利子6,400万円で、5年度末現在高は1億1,400万円減少して114億5,900万円となっております。

次に、財政状況でございます。実質公債費比率の3か年平均は、令和5年度8.4%で、0.4ポイント増加しております。単年度の実質公債費比率につきましては、令和5年度は8.9%で、令和4年度より0.7ポイント減少しております。

経常収支比率につきましては、令和5年度は88.6%で、令和4年度より1.7ポイント増加し、4年度県内平均市町村平均を0.5ポイント上回っております。

公債費負担比率は、令和4年度より1.0ポイント増加し、18.5%でありました。

積立金現在高比率につきましては、令和4年度より基金現在高が2億300万円減少し、5.1ポイント減少しております。

地方債現在高比率につきましては、令和4年度より2.2ポイント上昇し、212.6%であり

ました。

次に、各一般会計、特別会計の決算の状況につきましては、出納室長、建設水道課長より詳細説明がございましたので、説明を割愛させていただきます。

次に、意見書の18ページになりますが、各会計に関する監査状況につきましても説明を省略させていただきます。意見書36ページの共通事項に関する監査状況から御説明を始めたいと思います。

1、令和5年度、通常業務で年間300時間以上の時間外勤務を行った職員は7人であった。職務内容等からやむを得ないと思われるケースもあるが、部署、職員の偏在化の傾向も見られる。長時間労働の常態化は職員の健康、士気、ひいては職場環境の悪化にもつながりかねない人事管理上の大きな課題である。是正に向け定時退庁の日設定、職員の意識啓発等様々な取り組みを行っているが、効果を上げるには至っていない。業務の目的、効果、必要性等も含めた見直し・精査を行い、併せて上限時間の設定、事後検証等の具体的活動を通じて職員の意識改革と事務の効率化を図り、働きやすい職場づくりにつなげられたい。年休取得については、調理場を含めた職員107人の年間平均取得日数は15日で、15日未満が7部局あり、取得日数が5日未満の職員も6人いる。全ての職員が月に半日以上取得——これは特定事業主行動計画の令和6年度目標値でございますが——が当たり前になるような職場環境づくりに努められたい。

2、職員の健康管理については、産業医を含めた衛生委員会において職場における職員の健康確保及び快適な職場環境形成に向けて調査・審議をしている。令和5年度長期病気休暇・休業者は8人で、退職に至ったケースもあった。メンタルヘルスに関しては、カウンセリングを年間15回実施しており、延べ63人が受療している。またストレスチェックを行い、受検対象者215人中183人が回答、高ストレス・面接対象者は18人（9.8%）であった。健康リスクについて事業所全体、職場別、職種別に分析を行っているが、全体としては、「心理的仕事の負担」、「イライラ感」等ストレスの要因、ストレス反応は厚労省データ平均と比較して良好であったが、部署、職種によっては健康リスクの高いケースもあった。こうした分析結果を職場全体で共有し、より快適な職場環境づくりにつなげられたい。

3、ふるさと納税については目標額1,300万円に対し、実績は1,095万4,000円であった。令和5年度は総務課、企画課、産業課からなるふるさと納税担当者会を定期的に開催し、特産品・返礼品の開発・検討、庁内体制の明確化、情報発信、他団体との連携等の協議を行っている。また令和2年から令和4年度の3年間の寄附者の動向、返礼品のランキング等の検証データを作成、事業拡充に向けた方策に取り組んでいる。新たなポータルサイトの追加・運用も行っているが、ポータルサイト頼みに陥ることなくふるさと納税の本来の趣旨にのっとり直接納税の拡充にも積極的に取り組まれたい。

4、税金及び使用料等の収入未納額の発生状況は、41ページ、42ページの表23・24のとおりであるが、一般会計及び特別会計等の現年度及び滞納繰越分の合計が6,679万1,000円で、前年度より1,234万6,000円増加している。徴収率は95.3%と0.4ポイント上昇しているが、滞納繰越分については14.9%で、13.2ポイント下がっている。滞納者への訪問活動や督促の実施等の地道な取り組み、債権共同徴収対策委員会での情報共有、共同臨戸徴収等を行っており、一定の効果が上がっているものと思われるが、長期にわたる滞納債権の回収については非常に困難なケースもあり、担当職員の対応のみでは十分な成果が得られない。徴収、税の滞納処分、私債権整理に精通した職員の育成を図るとともに、委員会でも議論されているように徴収専門員の配置についてもぜひ検討されたい。

5、抽出監査における事業契約等の締結状況（1件50万円以上の契約）は、45ページの表27のとおりであり、契約件数212件のうち一般競争入札18件、指名競争入札60件、随意契約152件となっている。随意契約のうち130万円以上の契約が62件、見積り1社のみの契約が55件である。いずれも吉賀町契約規則及び関係法令にのっとり適正に契約が行われている。しかしながら、今年度も工事契約を筆頭に変更契約に至るケースが発生、いずれも正当かつやむを得ない契約ではあるものの、変更契約が常態化すれば予算統制の形骸化にもつながりかねない。事業内容や設定金額等の精査を徹底し、当初の契約どおり事業が確実に執行されるよう努められたい。

6、不用額の状況については、46ページの表28のとおりであり、業務の合理化、事業の好転等評価すべき事由による不用、やむを得ない事情で不用となったケースも見られるが、毎年のように不用額を生じる科目も見受けられる。予算統制を徹底し、次年度以降の予算に反映されるよう予算管理に努められたい。

7、基金の状況については、44ページの表26のとおりである。令和5年度末現在高は、34億2,911万円で、前年度末より1億7,425万円の減となっている。これは積立額等1億5,453万5,000円に対し取崩額が3億2,878万5,000円となったためである。中期財政計画によれば基金の取り崩しは今後も続き、定額運用、特別会計を除く基金残高は令和15年度に13億3,200万円まで減少すると推測している。令和5年度末の確定値と計画の推定値には乖離が見られ、また推計の根拠がつまびらかではないものの基金の減少傾向は今後も続くものと予想される。基金の適切な運用を図り、健全な財政運営へとつなげられたい。

次、総括です。

令和5年度の決算審査を実施し、一般会計、特別会計、水道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、共通事項等の監査状況を述べてきたところであるが、評価し、さらに推進すべき点、改善検討すべきと思われる事項等について、提言として次のとおり総括する。

第1、財務事務は的確に処理されており、決算書並びに各調書等に記載された計数は、これまで指摘した状況や事項を除き正確であると認められる。

第2、例月出納検査については、検査の結果、本年度についても指摘事項は僅少であり、正規取り扱いに対する平素の努力を評価したい。

第3、事務報告書についてはおおむね適切にまとめられている。事務報告書は1年間の事業成果を開示し、併せて事業運営の透明性と説明責任の履行を担保するものである。事業の位置づけ等も含め分かりやすい事務報告となるよう努められたい。

第4、吉賀町において事務の適正な執行の確保に努めており、一定の内部統制が機能していると思われる。しかし、内部統制が疑われるような事例も僅少ながら見られ、また、内部牽制体制が機能していないと思われるような事例も発生している。内部統制は、無謬性を前提とせず事前または事後にリスクをコントロールすることであり、その目的は、①業務の有効性・効率性、②財務報告等の信頼性の確保、③法令等の遵守、④リスクの軽減である。コンプライアンス等に配慮した事務フローの標準化を図り、想定されるリスクの共有化、モニタリング等を徹底し内部統制の整備及び運用につなげられたい。

第5、人事評価は業績、能力・態度評価を通じて処遇及び職員の育成・能力開発につなげ、組織の活性化、職場環境の改善を図ろうとするものである。吉賀町では会計年度職員を含む128人を対象に人事考課を行っているが、職員の育成・モチベーションアップに効果的に活用されているとは言い難い状況にある。コンサルタント等専門家と連携し評価項目の見直し・検証、考課者訓練等を不断に行い、活気ある職場環境に向けた新しい人事考課制度の構築に努められたい。

第6、主要財政指標については、5ページの表の2のとおりであるが、実質公債比率の3年平均は令和5年度に比べ0.4ポイント上昇して8.4%、単年度では0.7ポイント下がり8.9%であった。将来負担比率は令和5年度の55.5%から50.6%へ4.9ポイント下がっている。これは将来負担額が1億8,800万円減少し、分母の標準財政規模が1,300万円増加したためである。経常収支比率は前年度86.9%より1.7ポイント上がり88.6%であった。経常収支比率は財政の弾力性を示す指標であるが、収支比率の数字を目標とするのではなく住民サービスの向上を第一義に取り組み、より効率的な財政運営を進められたい。

第7、地方公会計は、正確な行政コストの把握や公共施設マネジメント等を通じて財政の効率化・適正化を図るとともに住民、議会等外部に対して分かりやすい財務情報を開示することを目的としている。また、他団体比較、経年比較による課題の抽出、マクロ的視点からの諸施策の妥当性の検証、またミクロ的視点からの行政コスト計算書に費用の妥当性の検証など活用法は多岐にわたる。今後、資産・債務管理や予算編成及び行政評価等にも有効に活用できるよう職員の公

会計への周知・理解を進められたい。

第8、令和6年1月1日に発生した能登半島地震は被害の甚大さや地理的要因もあり、復旧がいまだに進まない状況にあり、また住民の離散等による地域崩壊の危機に見舞われている。人口減少、高齢化の進む吉賀町でも災害と地域の崩壊は他人ごとではなく、防災対策のみならずコミュニティの再生・強化は喫緊の課題である。吉賀町における自主防災組織は令和5年度末現在10団体、組織率は36.2%であるが、自主防災組織の結成は住民同士の交流・つながりを深め、地域の活性化に大きく寄与している。広報や防災講座等多彩な活動を展開し、身近でより小さな地域での助け合いの組織として気軽に自主防災の結成ができるよう環境づくりと支援の強化を行い、安全・安心な暮らしの確保と地域の活性化につなげられたい。

第9、住民基本台帳に基づく人口は、令和6年3月31日現在、5,599人で前年より149人減少している。将来人口については、第2期吉賀町総合戦略では2060年の目標人口を4,400人としている。人口の自然減については今後急速に進むことが予想されるが、社会増減については2010年代から転入が転出を上回る年もあり、減少率は漸減傾向にある。その要因の一つは外国人居住者の存在である。令和6年3月31日現在、住民基本台帳に登録された外国人登録者数は199人で全人口の3.55%となり、その多くは技能実習生を中心とした若者である。吉賀町における生産年齢人口15歳から64歳のうち、20歳から64歳の人口は2,248人で外国人161人、また20歳から34歳に限ると480人中100人、20.8%が外国人である。これは令和4年12月現在の数字でございます。技能実習から育成就労へと外国人労働者をめぐる環境が大きく変わろうとしている中、魅力ある地域として外国人を惹きつけることができない地方が今後も人口流出に見舞われていくことは十分予想される。多文化共生推進費は令和5年度決算額39万3,000円で、ほかの定住推進事業費と比しあまりに少額である。地域の活性化に不可欠な人材として様々な支援を企業・地域と連携して行い、多様性に満ちた多文化共生社会の実現に向け、官民一体となった取り組みを早急に進められたい。そうした活動を通じ吉賀町の魅力をより高め、外国人はもとより若い世代や都会地の住民をも惹きつける活力ある町となっていくことを大いに期待したい。

第10、石州会六日市病院の閉院に伴い、令和6年3月1日、新たによしか病院、よしか介護医療院が開院した。吉賀町が設置、医療法人カタクリ会が管理運営する公設民営施設としてスタートしているが、よしか病院の管理に関する基本協定書によれば、利用料金制ではなく利用代行制による管理となっている。収支バランスの取りやすい公設民営施設については、管理者のインセンティブが高まり、利用者のニーズに合わせたサービスの質・量の向上が期待される利用料金制が一般的である。様々な理由から利用代行制でのスタートとなったことは十分理解できるが、次期の指定管理に向け管理状況の検証等も併せて進められたい。

以上、決算書、財務諸表、行財政執行状況及び経営管理等の審査に当たっての意見を申し述べ、令和5年度の決算審査意見とする。御多忙の中、多くの資料の提供をいただき、調査やヒアリングに協力いただいた職員の方々に深く感謝の意を表したい。

以上でございます。

○議長（安永 友行） 以上で、代表監査委員からの報告は終わりました。

これから質疑を行います。この質疑については、一括上程をしましたので、一括にて質疑を行います。冒頭、会計名等を述べて発言をお願いします。

なお、質疑については、上田代表監査委員も同席されておりますので、併せて質疑を認めます。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） ないようですが、よろしいですか。質疑はないようですので質疑なしと認め、これで質疑は終わります。

ここでお諮りをします。ただいま議題となっております日程第7、認定第1号から日程第15、認定第9号についての決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 異議なしと認めます。したがって、日程第7、認定第1号から日程第15、認定第9号については、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定をいたしました。

お諮りします。決算審査特別委員会の委員につきましては、総務並びに経済各常任委員会から3名ずつ、合計6名の委員で構成することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 異議なしと認め、したがって、決算審査特別委員会の委員につきましては、総務・経済各常任委員会から3名ずつ、合計6名の委員で構成することに決定をしました。

なお、委員については、各常任委員会から選出をしていただき、併せ、委員長・副委員長も互選により選出をしていただきますようお願いを申し上げます。

日程第16．報告第3号

○議長（安永 友行） 引き続き、日程第16、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての報告を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、令和５年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見をつけて次のとおり報告する。令和６年９月１３日提出、吉賀町長岩本一巳。

健全化判断比率であります。実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては該当はございません。実質公債費比率は８．４％、将来負担比率につきましては５０．６％でございます。

なお、それぞれ括弧書きで書いております数値につきましては、備考欄にありますように早期健全化基準を示すものでございますので、御参照いただきたいと思います。

続きまして、資金不足比率であります。特別会計等の名称で一覧にしておりますが、水道事業会計、下水道事業会計の特環、下水道事業会計の農集、病院事業会計並びに小水力発電事業特別会計、それぞれ該当がございませんので御確認を頂きたいと思います。

詳細につきましては、所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二） それでは、報告第３号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明をさせていただきます。

資料を用いて説明をまいります。タブレットについては、その次のページということになります。タブレットは３ページです。ペーパーにつきましては１１ページからというところで御覧いただければと思います。

その見ていただいているところのちょうど中段というところでございます。健全化判断比率の最初の部分ですけれども、実質赤字比率について記載をしております。一般会計等における実質赤字額の標準財政規模に対する比率ということで、令和５年度決算におきましては実質収支が黒字でございます。算定の結果、実質赤字比率は生じません。このためハイフンで表示をしているという形となっております。

その下です。連結実質赤字比率でございます。全ての会計の決算額を合算し、地方公共団体を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率であります。令和５年度決算においては全会計を対象とした実質収支が黒字であり、算定の結果、連結実質赤字比率は生じません。このためハイフンで表示をしておるところです。

次のページに進んでいただければと思います。上から参りますと、実質公債費比率というところなんです。一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率でございます。３か年の平均を使用しております。令和３年度から令和５年度の３か年の平均となっておりますが、結果として８．４％となっております。早期健全化基準の２５．０％を下回っているというところがございます。

その下の将来負担比率です。一般会計等が将来的に負担する負債額から、その償還に充てることのできる基金等を控除した額の標準財政規模に対する比率というものでございます。自治体の財政規模に対しまして借金などの負債の現在高がどの程度残っているかを数値化したものというものでございます。記載してありますとおり、①から⑧までの合計額から充当可能基金、充当可能特定財源、基準財政需要額算入見込額を控除した金額を分子といたします。そして標準財政規模から基準財政需要額に算入された元利償還金の額を控除した金額を分母にいたしまして算定いたします。記載のとおり比率は50.6%となりまして、早期健全化基準の350.0%を下回っているというところです。

すみません、資料につきましてはそのまま進んでいただきまして、タブレットで申し上げますと10ページです。ペーパーは18ページというところであります。横長の表というところがございます。ここに示しておりますのは、まず、実質公債費比率の経年の推移を掲載をしております。表、下から5段目のところを見ていただきますと、ここに先ほど申し上げた数字が出てきているというところがございます。全国市町村平均と比較いたしますと高い比率となっておりますけれども、島根県市町村平均と比較いたしますと低い比率となっておりますというところがございます。

それから次のページに進んでいただきまして、今度は将来負担比率の経年の推移を記載しております。同様に下から5番目のところの数字を御覧いただければと思います。この部分につきましては全国市町村平均と比較いたしますと高い比率となっておりますけれども、島根県市町村平均と比較いたしますと低い比率ということになっておるというところであります。

それから次のページに進んでいただきまして、実質公債費比率と将来負担比率の増減理由につきまして記載をさせていただいておるというものでございます。それぞれ増加要因、減少要因というのを主要なところをまとめておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

大変すみません。また戻っていただきまして、タブレットで申し上げますと4ページです。ペーパーでは12ページということになります。そのページの一番下です。資金不足比率について記載をいたしております。これは、水道や下水道といった公営企業会計における資金不足額の公営企業の事業規模である料金収入に対する比率というものです。水道、下水道、病院、小水力発電の各事業における収支が黒字でございますので、算定の結果、資金不足比率は生じません。このためハイフンで表しているというものでございます。

以上で、報告第3号健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての説明を終わります。

○議長（安永 友行） それでは引き続き、上田代表監査委員より財政健全化審査意見及び資金不足比率審査意見の報告を求めます。上田代表監査委員。

○代表監査委員（上田 重夫） 財政健全化審査意見及び資金不足比率審査意見につきましては、
8月30日、町長宛てに提出しておりますので、その意見書を読み上げて議会の報告とさせていただきます。

令和5年度吉賀町財政健全化審査意見書。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第3条第1項の規定により審査に付された令和5年度吉賀町財政健全化判断比率について審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出いたします。

意見書でございます。

1、審査の概要。この財政健全化審査は、令和5年度決算に基づき、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2、審査の結果。

（1）総合意見。審査に付された下記の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

（2）個別意見。

（ア）実質赤字比率について。令和5年度の実質赤字比率は収支が黒字であるため、数値は示されていない。

（イ）連結実質赤字比率について。令和5年度の連結実質赤字比率は収支が黒字であるため、数値は示されていない。

（ウ）実質公債費比率について。令和5年度の実質公債費比率は8.4%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較するとこれを下回っている。

（エ）将来負担比率について。令和5年度の将来負担比率は50.6%となり、令和4年度に比し、2.0ポイント上がっている。早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを大きく下回っている。

3、是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

続きまして、令和5年度吉賀町特別会計等資金不足比率審査意見書。

地方公共団体の財政健全化に関する法律第22条第1項の規定により、審査に付された令和5年度吉賀町特別会計等資金不足比率について審査したので、その結果について別紙のとおり意見書を提出します。

1、審査の概要。この資金不足比率審査は、令和5年度決算に基づき、町長から提出された資金不足判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうか

かを主眼として実施した。

2、審査の結果。

(1) 総合意見。審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

(2) 個別意見。

(ア) 水道事業会計について。令和5年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。

(イ) 小水力発電事業特別会計について。令和5年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。

(ウ) 下水道事業会計について。令和5年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。

(エ) 病院事業会計について。令和5年度の資金不足比率は不足額がないため、数値は示されていない。

3、是正改善を要する事項。特に指摘すべき事項はない。

以上でございます。

○議長（安永 友行） それでは、以上で提案者の報告が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑がないようですので、質疑なしと認め、本案は報告をもって終了いたします。

以上で、決算関係は終わりましたので、上田代表監査委員さんについては退席をされて結構です。

ここで昼休み休憩とします。休憩します。

午前11時55分休憩

.....

午後 1 時01分再開

○議長（安永 友行） それでは、休憩前に引き続き午後の会議を開きます。

.....

日程第17. 発委第3号

○議長（安永 友行） 日程第17、発委第3号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。4番、桑原議会運営委員長。

○議会運営委員長（桑原 三平） 発委第3号、令和6年9月13日、吉賀町議会議長安永友行様。

提出者、議会運営委員会委員長桑原三平。

吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について。

標記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び吉賀町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

理由、費用弁償のうち、車賃及び日当の支給額を整理するためでございます。

なお、詳細については全員協議会等で説明しているとおりでございますので、割愛させていただきます。

○議長（安永 友行） 以上で、提案者の提案理由の説明が終わりました。

提案者に対しての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第17、発委議第3号吉賀町議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

賛成（10名）

桜下 善博

村上 定陽

三浦 浩明

桑原 三平

河村由美子

松蔭 茂

河村 隆行

大庭 澄人

藤升 正夫

庭田 英明

反対（0名）

日程第 18、同意第 13 号

○議長（安永 友行） 日程第 18、同意第 13 号吉賀町功労表彰者の選定同意についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、同意第 13 号吉賀町功労表彰者の選定同意についてであります。

別紙の者を吉賀町功労表彰者に選定したいので、吉賀町表彰条例（平成 17 年吉賀町条例第 4 号）第 8 条の規定により議会の同意を求める。令和 6 年 9 月 13 日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二） それでは、同意第 13 号吉賀町功労表彰者の選定同意について説明を申し上げたいと思います。

最初に、資料を用いて説明いたします。タブレットはそのままお進みいただきまして 3 ページ、ペーパーのほうは参考資料の 41 ページをお開きいただければと思います。そこから 3 ページにわたりまして表彰条例、それから審議会規則、審査基準要項を示させていただいております。

この条例規則、要項、これらに基づきまして、本年 7 月に関係団体、それから役場内の各部署へ推薦依頼を行いまして、推薦された方々につきまして審議会を 19 日に開いたわけなんですけれども、町長からその審議会に諮問をし、中身について御審議をいただいたということでありす。その後、26 日付で審議会から町長へその諮問に対する答申をいただいた。

本日はその結果をもちまして、同意議案として提出させていただいているというものでございます。

それでは、タブレットでは 2 ページということになるかと思います。ペーパーでは議案の 2 枚目ということになります。

被推薦者名簿をそちらのほうに載せておりまして、被推薦者の功績につきましては名簿右側の主な功績欄を御覧いただきまして、表彰区分とお名前のみ読み上げさせていただきたいと思ひます。

まず、固定資産評価審査委員会委員、齋藤幹子様、農業委員、三井利民様、それから保健医療福祉功労として、宗内コトミ様、同じく板村マツノ様、同じく齋藤善登様、同じく医療法人橘井堂様でございます。

以上、同意第 13 号吉賀町功労表彰者の選定同意についての説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑がないようですので、質疑は終わります。

これより討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第18、同意第13号吉賀町功労表彰者の選定同意についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、同意第13号吉賀町功労表彰者の選定同意については、同意することに決定しました。

賛成（10名）

桜下 善博

村上 定陽

三浦 浩明

桑原 三平

河村由美子

松蔭 茂

河村 隆行

大庭 澄人

藤升 正夫

庭田 英明

反対（0名）

日程第19、人権擁護委員の推薦の件について

○議長（安永 友行） 引き続き、日程第19、人権擁護委員の推薦の件についてを議題とします。

このたび、お手元に配付したとおり、齋藤明久氏を候補者として推薦したいとして意見を求められております。

答申案の朗読については省略をします。

お諮りをします。本件はお手元の答申案のとおり、意見を付して答申したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 異議なしと認めます。日程第19、人権擁護委員の推薦の件については、お手元の答申案のとおり、意見を付して答申することに決定しました。

日程第20．議案第68号

○議長（安永 友行） 日程第20、議案第68号町有財産無償貸付の件についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、続きまして議案第68号町有財産無償貸付の件についてであります。

町有財産を次により無償で貸し付けたいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求める。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

1、無償貸付財産。建物でございます。所在は鹿足郡吉賀町六日市388番地3、構造は木造瓦葺き平家建てでございます。延床面積は194.60平方メートルです。

2、無償貸付の目的。医療法人石州会の破産手続等の清算業務を引き続き行う必要があるため、町有財産の一部を貸し付けるものである。

3、無償貸付の相手方。医療法人石州会理事長、谷浦博之。

4、無償貸付の期間。貸付契約締結の日から令和6年10月2日まででございます。

詳細につきましては所管いたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治） 私のほうから、議案第68号町有財産無償貸付の件について、詳細説明をさせていただきます。資料につきましてはタブレット議案第68号町有財産無償貸付の件についてというところを御覧ください。

町の普通財産であります旧こぼと保育所を石州会の清算業務のため、3月1日から8月31日までの期間で無償貸付けしておりました。しかしながら、無償貸付け期限となります直前の8月30日に石州会弁護士のほうより、事前相談のない急な無償貸付け期間延長の申出がありました。

普通財産の無償貸付けにつきましては議会の議決が必要であります。議会を招集する時間的余裕がないこと、あるいは9月1日からとする遡及適用が可能であるか等については町の顧問弁護士とも相談を行い、町普通財産であります旧こぼと保育所について、引き続き貸付け契約締結の日から令和6年9月1日からとなりますが、令和6年10月2日までの期間として無償貸付けをするものでございます。

以上、議案第68号町有財産無償貸付の件についての詳細説明のほうを終わらせていただきます。よろしく願いします。

○議長（安永 友行） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようです。質疑は終わります。討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 討論なしと認め、これで討論は終わります。

日程第20、議案第68号町有財産無償貸付の件についてを採決します。

賛否のボタンを押してください。

〔賛成・反対のボタンにより表決〕

○議長（安永 友行） 押し忘れなしと認め、採決を締め切ります。全員賛成です。したがって、本案は原案のとおり可決をされました。

賛成（10名）

桜下 善博	村上 定陽
三浦 浩明	桑原 三平
河村由美子	松蔭 茂
河村 隆行	大庭 澄人
藤升 正夫	庭田 英明

反対（0名）

日程第21. 議案第69号

日程第22. 議案第70号

○議長（安永 友行） 引き続き、日程第21、議案第69号鹿足郡不燃物処理組合規約の変更について及び日程第22、議案第70号鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更についてを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、2件一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第69号鹿足郡不燃物処理組合規約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、鹿足郡不燃物処理組合規約を別紙のとおり変更することについて議会に決を求める。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

この件につきましても、詳細説明は税務住民課長が申し上げます。

続きまして、議案第70号鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、鹿足郡養護老人ホーム組合規約を別紙のとおり変更することについて議会に決を求める。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

この件につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから説明をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、詳細説明を求めます。

議案第69号については、山根税務住民課長より説明を求めます。山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政） 私のほうからは、議案第69号鹿足郡不燃物処理組合規約の変更についての詳細説明をさせていただきます。議案の3ページに参考資料で新旧対照表をつけております。紙のほうでは21ページになります。こちらのほうを御覧いただいたらと思います。

本案につきましては、地方自治法第286条第2項の規定に基づきまして、同組合から事務所の位置について、現状に合わせた変更をすることについて協議がありまして、同法290条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

現行の規約では、役場本庁舎の住所が事務所の位置となっておりますが、現在の事務所の位置であります鹿足郡吉賀町幸地1319番地に合わせるというものでございます。

施行については、令和6年10月1日からとしております。

以上、簡単であります。議案第69号鹿足郡不燃物処理組合規約の変更についての詳細説明とさせていただきます。御審議よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行） 引き続き、議案第70号についての詳細説明は中林保健福祉課長より説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） それでは、議案第70号鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更についての詳細説明を行います。議案の一番最後に新旧対照表を掲載しておりますので、御覧いただければと思います。

本案につきましては、先ほどの議案第69号と同様でございますが、地方自治法第286条の2第2項の規定に基づきまして、同組合から事務所の位置を現状に合わせた変更をするということについて協議がございまして、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

変更内容といたしましては、現行のところでは吉賀町役場本庁舎の位置であります鹿足郡吉賀町六日市750番地を、改正案では現在の事務所の位置でございます鹿足郡吉賀町六日市263番地にするものでございます。

施行につきましては令和6年10月1日といたします。

以上で詳細説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑がないようです。

日程第21、議案第69号鹿足郡不燃物処理組合規約の変更について及び日程第22、議案第70号鹿足郡養護老人ホーム組合規約の変更についての質疑は保留しておきます。

日程第23、議案第71号

○議長（安永 友行） 日程第23、議案第71号島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、続きまして議案第71号島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてであります。

島根県後期高齢者医療広域連合規約の一部を下記のとおり変更することに関して、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により協議することについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求める。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。記。

1、理由。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の制定等に伴い、島根県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため、議会の議決を求めるものでございます。

2、規約。紙のとおりでございます。

詳細につきましては所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） それでは、議案第71号島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更について、詳細説明を行います。

本案につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の制定等に伴いまして、島根県後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて協議するため議会の議決を求めるものでございます。

では、具体的な内容につきまして御説明を申し上げます。

議案の2枚目でございますが、新旧対照表を御覧いただければと思います。

規約の別表第1の2及び3についてでございます。右側の変更前の下線部分でございますが、「被保険者証及び資格証明書」を変更後の左側でございますが、下線部の「資格確認書等」に変更するものでございます。

なお、この規約の施行につきましては令和6年12月2日といたしております。

以上で詳細説明といたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） 以上で、提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） 今の現状の被保険者証の管理についてですけれども、養護老人ホームであったり银杏寮等における被保険者証の管理、どのようになっているのかということと、もう1つ、今度は資格確認書等ということで上がってきておりますので、この資格確認書の請求、親族が近くにいればできるんですが、そうでない方の事務はどこが行うことになるのかお聞きします。

○議長（安永 友行） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） 失礼いたします。

まず、現在の保険証の管理でございますが、各施設のほうで管理をさせていただいております。医療機関等にかかる場合は施設のほうから保険証を持って対応しているというような状況でございます。

それから2点目についてでございますが、資格確認書の事務等ということでございますが、来年の後期高齢者医療の保険証の期間は8月1日から7月31日までの1年間というふうになっております。現在令和7年7月31日までの保険証となっております。令和7年度の更新時でございますが、申請をいただくというのではなくて、実際にマイナ保険証に加入をしておられない被保険者の方々に、後期高齢者医療のほうからそれを抽出いたしまして、本人さんのほうへ現在の被保険者証の交付と同様に資格確認書を送る予定にしております。したがって、本人さんのほうから紛失以外でございますが、更新につきましては本人さんからの申請ではなくて、こちらのほうからそういった資格確認書をお送りするというような手はずになっているというところでございます。

ただし、令和7年度以降につきましては現在まだ方針が出ておりませんので、7年度はそういった形で本人さんのところへ申請なく送付をするというような状況になっております。

以上でございます。

○議長（安永 友行） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） もう1点、現状においてよしか病院での情報があつたらということ

でお聞きするんですけども、マイナ保険証による資格確認の割合、どの程度になっているか、分かりましたらお願いします。

○議長（安永 友行） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） 失礼いたします。

よしか病院でのマイナ保険証の割合でございますが、6月から病院のほうが集計をしております。6月が4.6%、それから7月が6.1%、8月が8.1%というふうに徐々ではあります上昇しているような状況でございます。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですが、日程第23、議案第71号島根県後期高齢者医療広域連合規約の変更についての質疑は保留しておきます。

日程第24、議案第72号

○議長（安永 友行） 日程第24、議案第72号請負契約の変更について（令和6年度新横立団地長寿命化（外壁改修）工事）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、続きまして議案第72号請負契約の変更についてであります。

下記工事について請負契約の変更契約を締結するため、吉賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年吉賀町条例第49号）第2条の規定により議会に議決を求める。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

記。

1、契約の目的、令和6年度新横立団地長寿命化（外壁改修）工事。

2、契約の方法、一般競争入札による文書契約。

3、契約金額、変更後5,626万3,900円。変更前は4,972万円。したがって、変更額といたしましては654万3,900円であります。

4、工期、変更後、令和6年5月31日から令和6年12月10日まで。変更前は令和6年5月31日から令和6年10月31日まででございます。したがって、40日間の延期でございます。

5、契約の相手方、島根県鹿足郡吉賀町七日市986番地1、株式会社松原工務店代表取締役松原寿義。

詳細につきましては、所管いたします税務住民課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長より細説明を求めます。山根税務住民課長。

○税務住民課長（山根 徳政） それでは、議案第 7 2 号請負契約の変更について、令和 6 年度新横立団地長寿命化（外壁改修）工事の詳細説明をさせていただきます。資料についてはタブレットを進んでいただきまして、2 ページからとなっております。3 ページには配置図、4 ページには立面図のほうをつけておりますので、参考にさせていただけたらというふうに思います。

工事名につきましては、令和 6 年度新横立団地長寿命化（外壁改修）工事です。工事場所は吉賀町七日市地内です。

この工事については、当初の予定価格が 4, 9 9 1 万 8, 0 0 0 円で、一般競争入札によって議決を経ない契約となっております。

契約の締結後に、土木工事という気候測量のような足場を設置した後で行う施工数量調査の結果、ひさしや、樋のさびなどの劣化や、棟瓦のずれなど、当初設計では想定していませんでした劣化や損傷等が発見されたことで変更設計を行ったところ、6 5 4 万 3, 9 0 0 円の増額となり、5, 0 0 0 万円を超える契約となることから、このたび議会の議決を求めるものとなります。

また、追加工事に係るものと入居者がある中での施工ということで、入居者との協議調整に不測の時間を要したことから、工期を令和 6 年 5 月 3 1 日から令和 6 年 1 0 月 3 1 日まででございましたが、令和 6 年 1 2 月 1 0 日までの 4 0 日間の延期をしたいというものでございます。

建物につきましては、木造 2 階建て 2 戸 1 棟の住宅になっておりまして、8 棟 1 6 戸の改修工事でございます。

主な工事内容につきましては、外壁塗装工事、樋の改修及び木製バルコニーの改修でございます。

以上、議案第 7 2 号令和 6 年度新横立団地長寿命化（外壁改修）工事の詳細説明とさせていただきます。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、日程第 2 4、議案第 7 2 号請負契約の変更について（令和 6 年度新横立団地長寿命化（外壁改修）工事）の質疑は保留をしておきます。

日程第 2 5、議案第 7 3 号

○議長（安永 友行） 引き続き、日程第 2 5、議案第 7 3 号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、続きまして議案第73号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例（平成17年吉賀町条例第36号）の一部を別紙のとおり改正する。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管をいたします医療対策課長のほうから御説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治） 失礼いたします。議案第73号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例について、詳細説明のほうをさせていただきます。資料につきましては、タブレットの議案第73号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についてをお開きください。

1ページ、次のページから説明をさせていただきたいと思います。

非常勤特別職の報酬に関する一部改正となりますが、第3条の関係となります。

報酬の額につきましては、別表第1から別表第4によるものとしておりまして、そのうち別表2の吉賀町医療・介護統括管理者について、種別及び金額をそれぞれ時間額を月額へ、2万円を5万円としたものです。

吉賀町医療・介護統括管理者につきましては、設置条例を令和4年11月から適用しまして、地域医療介護体制の確立を実現するため、専門的かつ実践的な立場から指導助言をいただくこととして、現在よしか病院の木谷院長にお願いをしているところです。令和4年度及び令和5年度までの期間は、町に医療の灯を消さないために現病院のよしか病院をシームレスに開設をさせることを念頭に、益田赤十字病院院長あるいは津和野共存病院の院長の立場で木谷先生には指導助言をしていただいております。

令和5年3月からはよしか病院の院長として、これまでのよしか病院の開設という大きな目的から、本来の目的であります地域医療の介護体制の確立、2025年に向けた地域包括ケアシステムの構築に向けた指導助言をいただくことになります。

これまでの指導助言の内容の状況が大きく変わってきたということも踏まえて、設置条例に関連した報酬等の見直しについてこれまで検討しておりました。そうしたことから、今回報酬に係る時間額を月額とすること、報酬額自体は5万円として、年間ベースでは少なくなるように改正を行うこととしました。

なお、本年度4月から9月までの報酬額につきましては、木谷院長からの要望もありまして、報酬の支給については辞退をする申出があったことも踏まえて、本年度の当初予算では報酬額のほうを計上しておりませんでしたので、後ほど議案第84号、一般会計補正予算において、

10月から来年3月までの報酬額について上程のほうをさせていただいておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、議案第73号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようです。日程第25、議案第73号吉賀町非常勤特別職の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

日程第26．議案第74号

○議長（安永 友行） 日程第26、議案第74号吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、続きまして議案第74号吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町学校基金条例（平成17年吉賀町条例第58号）の一部を別紙とおひ改正する。

令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管をいたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二） それでは、議案第74号吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

このたびの改正ですけれども、分収契約の解除に伴ひまして、条例別表内の解除となる対象地の記載部分、これを削除したいというものでございます。

中身について説明をさせていただきますが、タブレットについては最後の4ページを先に見ていただければと思ひます。紙の参考資料では28ページということになってございます。

見ていただきますと、これまでの経過を簡単にまとめさせていただきました。当然これよりも、最初に令和5年9月というふうに書いていますけれども、それ以前に土地の所有者さんから御相談といたしますか、協議はしてきたわけでございます。

昨年の9月ですけれども、補正予算という形で境界調査、資源量調査の費用について予算を議決をいただいたというところでございます。

それから、昨年の１２月、実際にその調査を行い完了を見たということでございます。

調査の中身ですけれども、標準値調査という方法を取りまして、ここにもごく簡単に書きましたけれども、スギの状況、あるいはヒノキの状況、そうしたものが記載のような状況であったということでございます。簡単に言いますと、木を伐採して木材利用というところには、なかなかそうはならないというような状況というところでございます。

その後、本年ですけれども、先月、８月のところでそれまでも土地所有者さんと協議を重ねてまいりましたが、８月に無償解除という形で合意を見たところでございます。

その上で、今回条例改正の議案を提出をさせていただいておるということです。

その下に位置図、少し薄くて大変申し訳ないんですけれども、その該当となる土地の位置図、位置を示させていただいておるというところで見いただければと思います。

実際の条例の改正内容です。その前のページをお開きいただきますと、新旧対照表があるかと思えます。条例の別表第２の中で一番下の部分ですけれども、沢田地内の３筆、これが今回解除の対象地となりまして、この部分を削除させていただきたいというこういう改正内容となっております。

以上、議案第７４号吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例について説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（安永 友行） 提案者の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですので、日程第２６、議案第７４号吉賀町学校基金条例の一部を改正する条例については、質疑は保留しておきます。

日程第２７．議案第７５号

日程第２８．議案第７６号

日程第２９．議案第７７号

○議長（安永 友行） 日程第２７、議案第７５号吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例についてから、日程第２９、議案第７７号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでを一括議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、３議案につきまして一括で上程をさせていただきます。

まず、議案第７５号吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。吉賀町子ども等医療費助成条例（平成１７年吉賀町条例第１１１号）の一部を別紙のとおり改

正する。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第76号吉賀町福祉療費助成条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町福祉医療費助成条例（平成17年吉賀町条例第112号）の一部を別紙のとおり改正する。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

続きまして、議案第77号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町国民健康保険条例（平成17年吉賀町条例第124号）の一部を別紙のとおり改正する。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

いずれにつきましても、詳細は担当いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長からの詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） それでは、議案第75号吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

このたびの改正につきましては、先ほど議案第71号でも申し上げましたが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の制定等に伴いまして、被保険者証が令和6年12月2日から廃止されることによるものでございます。

具体的な内容について御説明を申し上げます。議案を進んでいただきまして一番最後のページに新旧対照表がございますので、そちらを御覧いただければと思います。紙の資料では29ページを御覧ください。

第5条の現行の下線部分、「に定める保険証とともに」を、改正後の下線部分、「の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上、」に改めるものでございます。

なお、この条例の施行につきましては令和6年12月2日でございます。

続きまして、議案第76号吉賀町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。議案の一番最後を御覧いただければと思います。紙の参考資料では31ページをお開きください。

改正の内容につきましては先ほどと同様でございます。

具体的な内容につきましては、新旧対照表の第7条でございますが、現行の下線部分の「医療保険証等とともに」を、改正後の下線部分の「、社会保険各法の規定による電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けた上、」に改めるものでございます。

こちらの条例も施行は令和6年12月2日でございます。

続きまして、議案第77号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての詳細説明を行います。

改正内容につきましては先ほどの条例と同様でございます。

具体的な内容についてでございます。議案の一番最後の新旧対照表を御覧いただければと思います。紙の資料では31ページをお開きください。

第14条の現行の上から2行目でございますけど、下線部分の「第9項」を、改正後の下線部分では「第5項」に改めます。それから、現行の上から2行目の最後ですけど、「若しくは」を改正後の上から2行目の最後に、「又は」に改めます。それから現行の上から3行目でございますが、下線部分の「場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を、改正後では削るものでございます。

この条例の施行につきましては、前議案同様、令和6年12月2日でございます。

以上で、議案第75号、76号、77号の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようです。

日程第27、議案第75号吉賀町子ども等医療費助成条例の一部を改正する条例についてから、日程第29、議案第77号吉賀町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてまでの質疑は保留をしておきます。

日程第30. 議案第78号

○議長（安永 友行） 日程第30、議案第78号吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、続きまして議案第78号吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の一部を改正する条例についてであります。

吉賀町病院事業手数料及び使用料条例（令和5年吉賀町条例第28号）の一部を別紙のとおり改正する。令和6年9月13日提出、吉賀町長岩本一巳。

詳細につきましては、所管いたします医療対策課長のほうから御説明を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。渡邊医療対策課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治） 失礼いたします。議案第78号吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の一部を改正する条例について、詳細説明のほうをさせていただきます。資料につきましては、タブレット議案第78号吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の一部を改正する条例につい

てをお開きください。1枚はぐっていただいて、最後のページが新旧対照表となりますので、そちらのほうを御覧いただければというふうに思います。

病院事業に係ります手数料等の額に関する一部改正となりまして、第3条の関係となりますが、第3条で定めのない手数料等は別表として記載されております。その別表中の区分で、予防接種については予防接種の種類ごとに規則で定めておりますが、その規則の見直しを行い、手数料の額が9,000円を超えない範囲内から3万円を超えない範囲内に修正するものです。

また、健康診断料につきましては規則にて定めていなかったことから、今回見直しによって新たに規則に加えることとしまして、1回4万円を超えない範囲内で健康診断の種類ごとに規則で定める額として追加をしております。

いずれにしても、病院事業に係る手数料等の納付につきましては指定管理者が徴収のほうを代行しますが、最終的には町の収入となりますことを申し添えておきます。

最後に、附則としまして、この条例につきましては交付の日から施行し、改正後の吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の規定は令和6年4月1日から適用するとしておりますので、よろしくお願いいたします。

以上で、議案第78号吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の一部を改正する条例について、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） 以上で提案者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） 今の予防接種、それから健康診断料で3万円、4万円の数字の根拠をお願いします。

○議長（安永 友行） 渡邊課長。

○医療対策課長（渡邊 栄治） 質問にお答えします。

まず予防接種につきましてですが、予防接種、規則に定めるということで整理をさせていただいたところです。

予防接種で、現在一番高いものが子宮頸がん予防ワクチンというもので、1回分が2万7,150円というのが今のところの最高値ということになりますので、3万円を超えない範囲内ということで定めたところでございます。

それから健康診断料につきましては、高いところでいくと人間ドックというところがあります。こちらについてが、1回につき3万2,280円と設定をしていることから、4万円を超えない範囲内ということで定めたところでございます。

以上です。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようです。

日程第30、議案第78号吉賀町病院事業手数料及び使用料条例の一部を改正する条例についての質疑は保留をしておきます。

ここで10分間休憩します。

午後1時54分休憩

.....

午後2時07分再開

○議長（安永 友行） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

.....

日程第31. 議案第79号

○議長（安永 友行） 日程第31、議案第79号令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、続きまして議案第79号令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）であります。

令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ132万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1,727万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和6年度9月13日提出。吉賀町長岩本一巳。

まず、第1表の歳入歳出予算補正の歳入であります。

款4繰越金、項1繰越金、今回改めて132万8,000円を補正するものであります。

これに伴います歳入合計1,594万6,000円に132万8,000円を追加し、1,727万4,000円となるものであります。

続きまして歳出でございます。

款1総務費、項1総務管理費、1,594万6,000円に132万8,000円を追加し、1,727万4,000円、これに伴います歳出合計は1,594万6,000円に132万8,000円を追加し、1,727万4,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては所管いたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二） それでは、議案第79号令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

最初に申し上げますと、このたびの補正ですけれども、令和5年度の決算によるものというところで見いただければと思います。

中身でございます。予算書は6ページをお開きいただければと思います。

先に歳入ですけれども、繰越金、繰越金、1、繰越金、純繰越金として132万8,000円、次の7ページ、これは歳出ということです。歳入に伴います歳出として、総務費、総務管理費、2財産管理費、003基金積立金、興学資金基金積立金として132万8,000円を計上させていただいたというものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようです。

日程第31、議案第79号令和6年度吉賀町興学資金基金特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留をしておきます。

日程第32．議案第80号

○議長（安永 友行） 日程第32、議案第80号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、続きまして議案第80号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）であります。

令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,092万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,859万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和6年9月13日提出。吉賀町町長岩本一巳。

まず、第1表歳入歳出予算補正の歳入であります。款8繰入金、項1他会計繰入金7,088万2,000円に157万7,000円を追加し、7,245万9,000円。

2 基金繰入金、このたび838万1,000円を追加いたします。

9 繰越金、1 繰越金1,000円に対しまして753万5,000円を追加し、753万6,000円。

10 諸収入、2 雑入10万4,000円に1,342万8,000円を追加し、1,353万2,000円、これに伴います歳入合計でございます。7億3,767万8,000円に3,092万1,000円を追加し、7億6,859万9,000円となるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

款1 総務費、項1 総務管理費2,900万3,000円に157万7,000円を追加し3,058万円、3 国民健康保険事業費納付金、1 医療給付費分でございます。9,077万6,000円に908万1,000円を追加し、9,985万7,000円、2 後期高齢者支援金等分3,294万3,000円に45万6,000円を追加し、3,339万9,000円、3 介護納付金分1,002万5,000円から115万6,000円を減額し、886万9,000円、10 諸支出金、1 償還金及び還付加算金50万3,000円に1,393万7,000円を追加し1,444万円、11 予備費、1 予備費150万9,000円に702万6,000円を追加し853万5,000円でございます。

これに伴います歳出合計は7億3,767万8,000円に3,092万1,000円を追加し、7億6,859万9,000円となるものでございます。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） それでは、議案第80号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について詳細説明を行います。

予算書7ページを御覧いただければと思います。

歳出についてでございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、目1 一般管理費、右側の説明欄のほうにいただきまして、人件費総額補正額186万1,000円のマイナス計上でございます。こちらにつきましては、事務分掌の変更によりまして計上をしているところでございます。

その下の保健福祉課人件費補正額5万1,000円のマイナス計上も同様でございます。

その下でございますが、002 一般管理事務費、補正額348万9,000円の計上でございます。こちらはシステム改修委託料でございまして、マイナンバーカードと健康保険証の一体化対応に係る委託料の計上でございます。

その下でございますが、使用料補正額32万1,000円の計上でございます。こちらにつき

ましては、令和6年分の国民健康保険事務の処理の標準化システムの使用料の計上でございます。

続いて、3款国民健康保険事業納付金、1項医療給付費分、目1医療給付費分、右にいていただきまして003医療給付費分補正額908万1,000円の計上でございます。こちらは、令和5年度の国民健康保険事業納付金額が決定したことによる計上でございます。

続きまして、予算書8ページを御覧ください。

2項後期高齢者等支援金分、目1後期高齢者支援金等分、右側にいていただきまして、003後期高齢者支援金等分、補正額45万6,000円の計上でございます。

その下の003介護給付費分補正額115万6,000円のマイナス計上でございます。両方とも納付金金額が決定したことによる計上でございます。

続きまして、10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、目3償還金の003償還金、補正額1,393万7,000円の計上でございます。こちらは療養給付費の確定による計上でございます。

11款予備費、1項予備費、補正額702万7,000円の計上でございます。こちらは財源更正によるものでございます。

予算書戻っていただきまして、6ページを御覧いただければと思います。歳入についてでございます。

8款繰入金、1項他会計繰入金、目1一般会計繰入金、右側にいていただいて、歳出で御説明させていただきました職員の人件費分、それからその下にありましたシステム改修委託料、使用料の合計金額を計上しております。

その下の2項基金繰入金、目1国民健康保険事業基金繰入金、右側にいていただきまして、国民健康保険事業基金繰入金、補正額838万1,000円の計上でございます。納付金の決定により納付金が増額となったことにより繰り入れるものでございます。

その下の9款繰越金、1項繰越金、目1繰越金、純繰越金補正額753万8,000円の計上でございます。こちらは、令和5年度の繰越額の確定によるものの計上でございます。

その下の10款諸収入、2項雑入、目3返納金、右側にいていただきまして、返納金補正額1,342万8,000円の計上でございます。歳出での返還金の中の令和5年度の療養給付費の返還金の部分でございます。

人件費の内訳につきましては、予算書8ページから14ページの給与費明細書を御確認いただければと思います。

以上、議案第80号令和6年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） 提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようです。

日程第３２、議案第８０号令和６年度吉賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）の質疑は保留をしておきます。

日程第３３．議案第８１号

○議長（安永 友行） 日程第３３、議案第８１号令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、続きまして議案第８１号令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第１号）であります。

令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１３６万２,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２億６,６０２万６,０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。令和６年９月１３日提出。吉賀町長岩本一巳。

まず、第１表の歳入歳出予算補正の歳入であります。

款５繰越金、項１繰越金１,０００円に対しまして１３６万２,０００円を追加し、１３６万３,０００円、これに伴います歳入合計は２億６,４６６万４,０００円に１３６万２,０００円を追加し、２億６,６０２万６,０００円となるものであります。

続きまして歳出でございます。款２後期高齢者医療広域連合納付金、項１後期高齢者医療広域連合納付金２億６,０３２万８,０００円に９１万３,０００円を追加し、２億６,１２４万１,０００円、３諸支出金、１償還金及び還付加算金３万１,０００円に８万円を追加し１１万１,０００円、４予備費、１予備費、今回３６万９,０００円を補正いたします。

これに伴います歳出合計でございます。２億６,４６６万４,０００円に１３６万２,０００円を追加し、２億６,６０２万６,０００円となるものであります。

事項別明細書以降につきましては、所管いたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長より詳細説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） それでは 議案第８１号令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事

業特別会計補正予算（第１号）について詳細説明を行います。予算書７ページを御覧いただければと思います。

２款後期高齢者医療広域連合納付金、目１後期高齢者医療広域連合納付金、右側にいっていただきまして、００３後期高齢者医療広域連合納付金、補正額９１万３,０００円を計上しております。こちらにつきましては、令和６年の４月、５月分の保険料でございます。

その下でございます。３款諸支出金、１項償還金及び還付加算金、目１保険料等還付金、右側にいっていただきまして００３保険料等還付金、補正額８万円の計上でございます。こちらは令和５年分の還付金の計上でございます。

続いて、４款予備費についてでございますが、歳入歳出の調整を行いまして、補正額３６万９,０００円を計上しております。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。予算書６ページを御覧ください。

５款繰越金、目１繰越金、右側にいっていただきまして、純繰越金、補正額１３６万２,０００円を計上しております。令和５年度の繰越金額が確定したことによる計上でございます。

以上、議案第８１号令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第１号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですが、日程第３３、議案第８１号令和６年度吉賀町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第１号）の質疑は保留をしておきます。

日程第３４．議案第８２号

○議長（安永 友行） 日程第３４、議案第８２号令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、続きまして議案第８２号令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）であります。

令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億１,５１１万５,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億９,９５０万３,０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。令和6年9月13日提出。吉賀町長岩本一巳。

まず、第1表の歳入歳出予算補正、歳入でございます。款8繰越金、項1繰越金1,000円に1億1,511万5,000円を追加し、1億1,511万6,000円、これに伴います歳入合計は10億8,438万8,000円に1億1,511万5,000円を追加し、11億9,950万3,000円でございます。

続きまして歳出でございます。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費8億3,359万7,000円に141万1,000円を追加し、8億3,500万8,000円、2、介護予防サービス等諸費3,100万9,000円に20万2,000円を追加し3,121万2,000円、4基金積立金、1基金積立金1,000円に4,200万円を追加し、4,200万1,000円、6諸支出金、1償還金及び還付加算金10万2,000円に7,158万4,000円を追加し、7,168万6,000円、7予備費、1予備費1,297万1,000円から8万2,000円を減額し1,288万9,000円、これに伴います歳出合計であります。10億8,438万8,000円に1億1,511万5,000円追加し、11億9,950万3,000円となるものであります。

事項別明細書以降につきましては、所管をいたします保健福祉課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、提案者の提案理由の説明を求めます。中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） それでは、議案第82号令和6年度吉賀町介護保健事業特別会計補正予算（第1号）について詳細説明を行います。予算書7ページを御覧ください。

歳出についてでございます。

2款保険給付費、目8居宅介護住宅改修費、右にいていただきまして003居宅介護住宅改修費、補正額141万1,000円を計上しております。こちらは当初の見込みより多い申請があったということから、今までの実績に基づきまして算出し計上している金額でございます。

次にその下でございますが、目5介護予防福祉用具購入費、右側にいていただきまして、003介護予防福祉用具購入費、補正額20万2,000円の計上でございます。こちらも先ほどと同様でございますが、当初の見込みより多い申請があったということから算出して計上しているものでございます。

左に戻っていただきまして、4款基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、右側にいていただきまして、003介護給付費準備基金積立金、補正額4,200万円を計上しております。繰越金の確定に伴いまして基金に積み立てるものでございます。

左に戻っていただきまして、6款諸支出金、目2償還金、右側にいていただきまして、003国県支払基金返還金といたしまして、補正額7,158万4,000円を計上しております。

こちらにつきましては、国及び県、それから支払基金に対する返還金が確定したということに伴います計上でございます。

それから予算書、次のページ、８ページを御覧いただければと思います。

７款予備費についてでございます。歳入歳出の調整によりまして、補正額８万２,０００円のマイナス計上をしております。

以上の歳出に伴う歳入についてでございます。

戻っていただきまして、予算書６ページを御覧いただければと思います。

８款繰越金、目１繰越金でございます。純繰越金でございます。補正額１億１,５１１万５,０００円を計上しております。繰越金が確定したことによる計上でございます。

以上、議案第８２号令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の詳細説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑はないようですが、日程第３４、議案第８２号令和６年度吉賀町介護保険事業特別会計補正予算（第２号）の質疑は保留をしておきます。

日程第３５、議案第８３号

○議長（安永 友行） 日程第３５、議案第８３号令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） 議案第８３号令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第１号）であります。

令和６年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６,１８３万２,０００円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表歳入歳出予算補正」による。令和６年９月１３日提出。吉賀町長岩本一巳。

第１表の歳入歳出予算補正の歳入でございます。

款４繰越金、項１繰越金１,０００円に對しまして２０万円を追加し、２０万１,０００円、これに伴います歳入合計は６,１６３万２,０００円に２０万円を追加し、６,１８３万２,０００円でございます。

続きまして歳出でございます。

款7予備費、項1予備費50万円に20万円を追加し70万円でございます。

これに伴います歳出合計6,163万2,000円に20万円を追加し、6,183万2,000円となるものであります。

事項別明細書以降につきましては所管をいたします柿木地域振興室長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。深川柿木地域振興室長。

○柿木地域振興室長（深川 千恵） それでは、議案第83号令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の詳細説明を行います。

今回の補正は、令和5年度決算が確定したことにより予算計上するものでございます。

予算書の6ページを御覧ください。タブレットも同じページになっております。

まず歳入ですが、令和5年度の剰余金20万1,000円を純繰越金とするため20万円を増額補正し、繰越金の総額20万1,000円となっております。

それに伴う歳出ですが、7ページを御覧ください。予備費に20万円を計上しております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） 以上で提案者の提案理由の説明は終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑がないようです。

日程第35、議案第83号令和6年度吉賀町小水力発電事業特別会計補正予算（第1号）の質疑は保留しておきます。

日程第36、議案第84号

○議長（安永 友行） 引き続き、日程第36、議案第84号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本件についての提案理由の説明を求めます。岩本町長。

○町長（岩本 一巳） それでは、続きまして議案第84号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）であります。

令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億8,749万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ80億4,997万6,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

地方債の補正、第2条、地方債の補正は「第5表地方債補正」による。令和6年度9月13日提出。吉賀町長岩本一巳。

第1表は歳入歳出予算補正のまず歳入でございます。

款9地方特例交付金、項1地方特例交付金1,680万2,000円に738万1,000円を追加し2,418万3,000円、10地方交付税、1地方交付税36億7,389万6,000円に3,617万2,000円を追加し37億1,006万8,000円、11国庫支出金、1国庫負担金3億7,926万4,000円に757万8,000円を追加し3億8,684万2,000円、2国庫補助金3億5,051万1,000円に988万5,000円を追加し3億6,039万6,000円、15県支出金、1県負担金1億9,905万円に378万9,000円を追加し2億283万9,000円、2県補助金2億8,928万6,000円に826万8,000円を追加し2億9,755万4,000円、3委託金2,655万1,000円に16万7,000円を追加し2,671万8,000円、18繰入金、2基金繰入金8億8,794万9,000円に861万8,000円を追加し8億9,656万7,000円、19繰越金、1繰越金1,000円に4,456万8,000円を追加し4,456万9,000円、20諸収入、5雑入5,612万2,000円に952万9,000円を追加し6,565万1,000円、21町債、1町債7億3,600万3,000円に5,153万6,000円を追加し7億8,753万9,000円、これに伴います歳入合計は78億6,248万5,000円に1億8,749万1,000円を追加し80億4,997万6,000円となるものであります。

続きまして、歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費10億6,583万9,000円に4,341万7,000円を追加し11億925万6,000円、5統計調査費325万8,000円に16万7,000円を追加し342万5,000円、3民生費、1社会福祉費14億8,263万7,000円に3,157万4,000円を追加し15億1,421万1,000円、2児童福祉費5億3,053万6,000円に1,026万5,000円を追加し5億4,080万1,000円、3生活保護費7,564万1,000円に432万円を追加し7,996万1,000円、4衛生費、1保健衛生費5億1,245万7,000円に2,201万5,000円を追加し5億3,447万2,000円、6農林水産業費、1農業費4億1,583万3,000円に29万円を追加し4億1,612万3,000円、7商工費、1商工費1億3,805万7,000円に1,021万2,000円を追加し1億4,826万9,000円、9消防費、1消防費3億4,741万5,000円に182万3,000円を追加し3億4,923万8,000円、10教育費、1教育総務費3億362万

8,000円に30万円を追加し3億392万8,000円、3中学校費4,730万7,000円に81万円追加し4,811万7,000円、4社会教育費1億7,306万7,000円に19万8,000円を追加し1億7,326万5,000円、11災害復旧費、1農林水産施設災害復旧費、改めて4,740万円を補正いたします。2公共土木施設災害復旧費、これにつきましても今回1,900万円を補正いたします。12公債費、1公債費10億2,638万6,000円から430万円を減額し10億2,208万6,000円、これに伴います歳出合計であります。78億6,248万5,000円に1億8,749万1,000円を追加し80億4,997万6,000円となるものであります。

続きまして、「第5表地方債補正」であります。

起債の目的1、過疎対策事業債、補正前の限度額3億1,620万円を補正後の予定3億1,680万円にいたします。2合併特例事業債2億5,320万円の限度額を2億5,570万円に、3災害復旧事業費、改めて4,630万円の限度額の設定でございます。4臨時財政対策債530万3,000円を743万9,000円の限度額に変更いたします。

なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前後で変更ございません。お読み取りをいただきたいと思います。

事項別明細書以降につきましては、所管をいたします総務課長のほうから御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） それでは、担当課長よりの詳細説明を求めます。野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二） それでは、議案第84号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）について説明申し上げます。予算書につきましてはそのまま進んでいただきまして、給与費明細書から説明させていただきます。ページは20ページでございます。

20ページの上段です。1特別職の表を御覧ください。その下の比較の欄、数字が入っている部分について説明申し上げます。

まず、職員数が、その他特別職で1というところがあるかと思います。これにつきましては、先ほど議案第73号で医療介護統括管理者について説明を申し上げたところでございます。その数をこちらに記載をしておるところです。

それから、その右側です。報酬のところでは31万4,000円、このうち30万円が医療介護統括管理者に係る部分、それから残る1万4,000円ですけれども、それぞれ後ほど歳出で出てまいります。この1万4,000円については統計調査に係る部分というところから出てまいります。いわゆる調査員の報酬というところで見ただけだと思います。

それから中段から下です。2一般職（1）総括の表、比較の欄を同様に見ていただきますと、まず報酬として344万9,000円の予算計上があるかと思います。これにつきましては、

主なものといいますと産休育休代替職員、会計年度任用職員の雇用を予定しておるところですけれども、その部分の報酬でございます。

それから給料の比較の欄で、73万6,000円が記載をしてあるかと思います。これにつきましては、いわゆる会計間移動によるものというところ、さらにその右側です。職員手当で159万8,000円、今回の報酬なり給料なり、そうしたものの、それぞれ計上した合わせた数字ということで、その明細についてはさらに一番下の表にそれぞれ記載をさせていただいているということです。

さらにその内訳は、21ページ以降記載をしておりますので、お読み取りをいただければというふうに思います。

それでは、歳出予算から説明をいたします。予算書は戻っていただきまして11ページをお開きください。

11ページの上から参ります。

総務費、総務管理費、1一般管理費、002一般事務事業費、業務運営関係委託料で374万円の予算計上があるかと思います。内容につきましては、これは9月6日の全員協議会で総務課が説明をさせていただきましたアナログ規制の点検見直しに係る業務委託料というところでお読み取りください。

それからその下の003人事管理事業費です。先ほど給与費明細書のところで申し上げました産休育休代替職員に係る部分が主なところというところで見いただければと思います。

さらに下がっていただきまして、004職員研修事業費、普通旅費で37万円の予算計上があるかと思います。この部分につきましては、本年度の新規採用職員、当初で計上しておりました人数以上の採用がございまして、研修旅費の部分、不足が見込まれることから今回予算計上しておるところでお読み取りください。

その下に参ります。2文書広報情報費、003広報・広聴事業費です。使用料61万9,000円、この内容につきましては町のホームページの更新、これを今後計画したいというふうに思っております。その初動の作業ということになりますけれども、ホームページ更新に係るライセンス料が必要となつてまいりますので、その部分の予算計上です。

それからその下の庁用器具費28万4,000円、これにつきましては現在町の広報作成用としてパソコン1台設置をしておりますけれども、さらに1台増設したいということで考えております。パソコン1台分の予算計上ということです。

その下に参ります。8電算管理費、002電算管理費、庁用器具費として112万6,000円です。この部分につきましては、主にウェブ会議用のパソコンを購入したいというものであります。

御承知のとおり、最近の会議といいますのはウェブ会議が多用されておりました、今の台数で

は足りないという状況も発生をしてきておるところです。そうした意味から、台数で申し上げますと6台です。6台のうち5台はウェブ会議用、それから1台ですけれども持ち出し用のパソコンということで購入していきたいというものでございます。

その下に参ります。10自治振興費、005自治振興施設管理費改修工事費で825万円、これは木部谷大野原自治会館の床の改修工事を行いたいというものでございます。

それからその下に参ります。11企画総務費、002企画総務費のところ、まず手数料で3万9,000円予算計上してあります。この内容ですけれども、樹勢診断を行いたいというふうに思っています。広石の国道沿いに桜並木と言うとちょっと言い過ぎかもしれませんが、桜があろうかと思います。状況が非常に悪いというか、そうしたことも見て取れることから、そこに向けて診断を行いたいというもので予算計上しております。

その下、業務運営関係委託料1,300万円、これにつきましては9月6日の全員協議会地域おこし協力隊提案型の募集についてということで企画のほうから説明をさせていただいた部分ということです。

次のページ、12ページに進んでいただければと思います。13定住推進費、002定住推進費です。

まず報償金が出てまいります。移住相談の際の協力いただく方への謝礼を予算計上させていただいております。主として、地元の方に謝礼をお支払いするというものでございます。

それから、その下の業務運営関係委託料528万円。これも全員協議会で説明をさせていただいております移住・定住クリエイティブパートナー、地域の魅力発信プロジェクトについてという、そういう議題名で、企画課から説明をさせていただいた部分ということで見ていただければと思います。

その下です。総務費、統計調査費、1統計調査総務費、016全国家計構造調査経費です。このたび島根県のほうから具体的な数字が示されたことによりまして、予算調整をさせていただいたものでございます。指導員が4,000円、調査員が1万円、合わせて1万4,000円ということなんですけれども、これが、先ほど一番最初に給与費明細書で申し上げた部分ですね。というふうに見ていただければと思います。

次のページに進みます。民生費、社会福祉費、1社会福祉総務費、予算書は13ページに入っております、002社会福祉総務費です。

業務運営関係委託料で300万円予算計上がしてございます。いわゆる重層的支援体制整備事業に係るものというところなんです、後ほど生活保護総務費のところ、300万円の減額がしてございます。事業の執行状況、そうしたものから、いわゆる予算の組替えをいたしたいというところで見えていただければというふうに思います。

それから、このまま下がっていただきまして、007福祉センター管理費です。設計委託料として51万7,000円。改修工事費が636万8,000円の減額がしてございます。これにつきましては、おわびを申し上げるところではございます。

福祉センターの空調機器の改修工事につきまして、当初予算で改修工事費を予算計上させていただいておりましたが、実際に工事を進めるという前段のところで、設計のほうを十分行うべきというところ、そうしたことが見えてまいりましたので、まずは設計をさせていただく、一旦、工事費については減額をさせていただくというような考え方をいたしまして、今回、それぞれ予算計上をいたしたというところではございます。

それから、下がっていただきまして、3高齢者福祉施設費です。002老人福祉センター管理費、修繕料で132万8,000円。施設は、はとの湯荘でございます。内容といたしましては、温泉タンクの清掃等を行いたいという内容です。

それから、その下、下がっていただきまして、003特別養護老人ホーム管理費、修繕料で86万8,000円。施設は、とびのこ苑でございます。消防施設の修繕を行いたいという内容です。具体的には避難誘導灯、それから非常用設備、そうしたものを交換をするというものでございます。

また、下がっていただきまして、4障がい者福祉費です。005自立支援給付事業費システム改修委託料152万7,000円。これにつきましては、障がい者自立支援給付審査支払システムの改修が必要ということで、システム改修委託料でございます。

さらに、その下の補装具給付費助成185万7,000円があらうかと思います。これにつきましては、電動車椅子の購入助成、この申請がなされているというところがございます、今回予算計上しているというところでもあります。

それから、下がっていただきまして、006自立支援医療助成事業費です。更生医療費助成970万円の予算計上があらうかと思います。これにつきましては、更生医療適用となる入院治療を行う受給者の方が発生をしたというところでの予算計上でございます。

次のページに進んでいただきまして、14ページの右上ということになります。4障がい者福祉費、007地域生活支援事業費があらうかと思います。報償金が10万円、業務運営関係委託料が75万円。

手話講師に係る経費というところなんですけれども、まずは、その報酬金の10万円については手話講師への謝礼、それから、業務運営関係委託料ですけれども、これは、益田県域3市町で手話通訳者を設置する事業がでございます。したがって、益田市、津和野町、吉賀町で相応の費用を負担し合って通訳者を設置するという部分での予算計上というところではございます。

それから、下がっていただきます。予算書14ページの一番下になりますけれども、民生費、

児童福祉費、2保育所費、007子ども・子育て支援事業費、法人保育所備品購入費補助金30万円の予算計上があらうかと思ひます。

これは、保育所等における性被害防止対策に係る設備等の支援事業というものでござひます。町内の保育所4か所に向けて、1か所当たり7万5,000円ということでの予算計上でござひます。そのようにお読み取りをいただければと思ひます。

次のページに進みます。15ページです。

ちょうど中段ですけれども、民生費、生活保護費、1生活保護総務費、003生活困窮者自立支援事業費、業務運営関係委託料で300万円の減額がしてござひます。これは、先ほど社会福祉総務費のところで申し上げました。こちらは300万円減額させていただいて、予算の組み替えをいたしたいというその部分でござひます。

それでは、次、まためくっていただきまして、予算書は16ページに入つてまいります。衛生費、保健衛生費、1保健衛生費の005地域医療対策費ということになります。16ページの右上です。医療・介護統括管理者30万円。これについては、先ほど來說明いたしておりますとおり、議案第73号で説明をさせていただいた部分の予算計上であります。

それから、下がっていただきまして、2母子衛生費、002母子衛生総務費、業務運営関係委託料で360万円の予算計上があらうかと思ひます。これにつきましては、未熟児養育医療対象者の発生による社会医療診療報酬支払基金への委託という、こういう内容となっております。

それから、さらにその下です。3予防費、003予防接種費でござひます。業務運営関係委託料として1,928万5,000円。内容的には、新型コロナウイルスワクチン接種に係る定期接種の委託料というところで見いただければと思ひます。

それから、その下ですけれども、005がん検診推進事業費ですが、乳がん検診の費用の助成費を予算計上しております。1万円掛ける5名分ということでの予算計上でござひます。

それでは、予算書は次のページに入ります。17ページに入ります。農林水産業費、農業費、3農業振興費、006日本型直接支払交付金事業費、中山間地域等直接支払交付金29万円。これにつきましては、いわゆる協定農用地の追加があったということの予算計上というところです。

それから、その次に商工費に入りまして、商工費、2観光費、002観光振興対策費です。報償金からシステム改修委託料まで、合わせて110万1,000円の予算計上があります。これにつきましては、LINEを活用した町内スタンプラリー事業を行うという計画をしております、その経費を予算計上させていただいておるというところでありまひす。

それから、その下です。005健康増進交流促進施設管理費、施設については、むいかいち温泉ゆ・ら・らです。修繕料で209万3,000円。内容といたしましては、浴室といいますか、お風呂の手すりの設置、それから、消防設備の更新を行うという内容です。

さらに、その下の006です。同じゆ・ら・らということになりますけれども、改修工事費で167万8,000円。これにつきましては、ガス給湯器の取り替えを行いたいというもの。

それから、庁用器具費として534万円。内容といたしましては、スチームコンベクションオーブン、さらにガスレンジ、それぞれ更新をしたいという、こういう内容であります。

それから、その下に参ります。消防費、消防費、2非常備消防費です。002非常備消防総務費、庁用器具費として293万3,000円。内容といたしましては、発電機を2台、それから、充電式の投光器を21台、それから、ソーラーパネル蓄電池セットを2セット購入をしたいというものであります。

その下の004消防車両維持管理費、機械器具費111万円の予算減額があるかと思います。

最初に申し上げなければならなかったんですけれども、これは、石油貯蔵施設立地対策の補助金を使って活用して行うものですけれども、この111万円の減額部分につきましては、当初予算で計上いたしておりました低水位ストレーナーと、それから分水器、これは既に入札等を行いまして、いわゆる入札減が発生したことによるものということになります。

それと、先ほど申し上げましたこの補助金、まだ幾らか枠が残っておりますので、それを合わせる形で、新たに先ほど申し上げた機器について導入をしていきたいという、こういう考え方、内容でございます。

次のページに行きます。18ページです。

教育費、教育総務費、2事務局費、003事務局施設費、修繕料で30万円。内容につきましては、柿木にございます柳原教員住宅雨どいの修繕料でございます。

それから、その下、中学校費に入りまして、1中学校管理費、004中学校施設管理費、調査分析委託料で81万円の予算計上があります。内容につきましては、六日市中学校の外壁調査を行うというものです。外壁につきましては、老朽化が進んでおるという関係で、一部落下があったように聞いております。そうしたことから、緊急的ではありますが、調査を行いたいというもの、その費用を計上しております。

それから、一番下ですけれども、教育費、社会教育費、4図書館費、003図書館事務局管理費です。修繕料で19万8,000円。これにつきましては、町立図書館内にあります多目的トイレ、ここの手洗い温水器の取り替えを行いたいと、こういう内容であります。

次のページに進んでいただきまして、19ページに入ります。災害復旧費、農林水産施設災害復旧費、2農業用施設災害復旧、それから、3林業災害復旧費です。それぞれ予算計上させていただいております。

さらに、すみません、その下ですけれども、今度は公共土木施設災害復旧費ということで、道路橋梁災害復旧費、それから河川災害復旧費、ここまで災害復旧工事費をそれぞれ予算計上させ

ていただいております。

主たる理由といいますか、原因ですけれども、6月30日から7月2日にかけてのこの大雨によりまして、それぞれの施設が被災をしております。それに対する災害復旧を行いたいという内容です。

上の農業用施設で申し上げますと35か所、さらに、その下の林業施設、具体的には林道という形になりますけれども18か所、さらに、その下の道路橋梁の関係でいきますと、町道部分で12か所、そして、河川の部分でいきますと5か所ということになっております。

なお、この部分の詳細なところですが、参考資料として、ちょっと別にタブレットのほうには保存させていただいておりますので、そこに、いわゆる被災状況、それから、概算ということにはなりますけれども被害額、そうしたものの、さらに、それぞれの位置図というものをおつけしておりますので、中身について御確認をいただければというふうに思います。

予算書19ページの一番下です。公債費、公債費、2利子、003長期債利子430万円の減額があらうかと思えます。これにつきましては、額の確定によりまして減額をするというものでお読み取りをください。

以上が、歳出予算でございます。

○議長（安永 友行） 今、事項別明細の歳出部分が済みましたので、歳入を残して、休憩して質疑に移ります。

ここで10分間休憩します。

午後3時10分休憩

.....

午後3時21分再開

○議長（安永 友行） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

一般会計の歳入が残っておりますので、歳入の説明の後、質疑を続けますので、お願いいたします。

それでは、詳細説明をお願いします。野村課長。

○総務課長（野村 幸二） それでは、歳入予算について説明をさせていただきます。

ページは7ページまでお戻りください。7ページの上から参ります。

地方特例交付金、地方特例交付金、1地方特例交付金ということで予算計上してございます。これらにつきましては、県の交付見込みが示されまして、そちらのほうに合わせさせていただいたというところでの予算計上であります。

さらにその下です。地方交付税、地方交付税、1地方交付税、普通交付税として2,317万2,000円。これにつきましては、今回の補正予算に係る財源調整というところでお読み取り

ください。

さらに、その下の特別交付税 1,300 万円予算計上してございます。この部分につきましては、歳出で説明をさせていただきました地域おこし協力隊提案型の募集というところの内容の財源となるというふうにお読み取りください。

それから、その下です。国庫支出金、国庫負担金、1 民生費国庫負担金、障がい者自立支援医療費負担金、障がい者自立支援給付費等負担金、それぞれ予算計上してございます。歳出で申し上げますと、障がい者福祉費に係るものというところです。

さらに、その下の 2 衛生費国庫負担金、未熟児養育医療事業費負担金、これにつきましては、歳出予算でいいますと母子衛生費に係る部分というところでお読み取りをいただければというふうに思います。

それから、その下です。国庫支出金、国庫補助金、2、民生費国庫補助金のところですが、一番下を見ていただきますと、性被害防止対策設備等支援事業補助金 20 万円の予算計上があるかと思いますが、これにつきましては、歳出のところでも申し上げたところであろうかというふうに思います。保育所費のところでお説明させていただいた部分でございます。

それから、次のページ 8 ページに入ります。国庫支出金、国庫補助金、3 衛生費国庫補助金、文字どおり新型コロナウイルスワクチン定期接種補助金ということで、1,245 万円の予算計上でございます。

それから、その下、県の支出金に入りまして、県負担金として、1 民生費県負担金、障がい者自立支援医療費負担金、障がい者自立支援給付費等負担金、歳出で申し上げますと障がい者福祉費のところ、さらにその下です。2 衛生費県負担金、未熟児養育医療事業費負担金、これは母子衛生費に係る部分というところでございます。

それから、その下に入りまして、県支出金、県補助金、1 総務費県補助金です。石油貯蔵施設立地対策等補助金 162 万 9,000 円。歳出で申し上げますと、非常備消防費のところでお説明をした部分でございます。

それから、その下、2 民生費県補助金、重層的支援体制整備事業交付金、これは社会福祉総務費のところでお説明をした部分です。

さらにその下です。新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化補助金、これは生活保護総務費でお説明をした部分ということになります。

さらにその下です。5 農林水産業費県補助金、中山間地域等直接支払交付金、農業振興費で予算計上いたしましたが、その部分でお読み取りをいただければと思います。

その下です。9 教育費県補助金、緊急校務支援員配置事業補助金 261 万円の予算計上がしてございます。この部分につきましては、歳出のところでは出てまいりませんでした。内容について

て説明をさせていただきますと、スクール・サポート・スタッフ配置事業という名称になっております。これの交付決定がなされたということでの予算計上です。

さらに内容を申し上げますと、学校の教職員に欠員が生じているときに、支援員等を配置した市町村に補助をするという、こういう事業でございます。吉賀町で申し上げますと、吉賀中学校が1名、それから、六日市中学校が1名配置しておる部分について補助いただけるという、こういう内容というところでございます。

次の9ページに入ります。

県支出金、委託金、1総務費委託金、全国家計構造調査16万7,000円の予算計上、これにつきましては、先ほどの歳出では統計調査費のところの説明した部分です。

それから、その下の繰入金、基金繰入金、3ふるさと創生基金繰入金です。この部分につきましては、今回は、歳出で申し上げますと観光費のところですが、その財源としたいという、こういう部分です。

さらにその下、4ふるさと応援基金繰入金です。この部分につきましては、予防接種費のところでの財源とさせていただきたいというところでございます。

それからその下、繰越金、繰越金、1繰越金、純繰越金として4,456万8,000円の予算計上がしてございます。これは決算に伴う額の確定によるものというところでお読み取りください。

それから、その下、諸収入、雑入、6総務費雑入です。市町村デジタル化設備整備費補助金100万円。ここから、その下、自治体DX推進交付金、それから、さらにその下、新たな移住・定住推進プロジェクト補助金、この3つの補助金につきましては、全て島根県市町村振興協会の補助メニューということになってまいります。

その上で、市町村デジタル化設備整備費補助金100万円。これにつきましては、歳出で申し上げますと電算管理費のところ、パソコンを購入すると、6台を購入したいというところを説明しました。その財源となるというところ。

さらにその下の自治体DX推進交付金です。374万円。これにつきましては、一般事務事業費で、アナログ規制の見直しを行うというところでの歳出予算を説明しました。その財源とするという内容。

さらにその下、新たな移住・定住推進プロジェクト補助金、これにつきましては、定住推進費で説明いたしました移住・定住クリエイティブパートナーによるプロジェクトの財源となるというところでお読み取りをいただければと思います。

さらにその下です。10商工費雑入、石見地域観光イベント関連支援補助金50万円の予算計上があろうかと思います。これにつきましては、島根県観光連盟の補助金です。歳出のところで

申し上げたのは、観光振興対策費で、LINEを活用したスタンプラリーというところで幾らか説明を申し上げましたけれども、その事業の財源としたいという、そういうところでお読み取りください。

次の10ページに移ります。町債、町債、1過疎債から15臨時財政対策債まででございます。今回の補正予算に併せまして、いわゆる財源調整等をさせていただいているというところでお読み取りをいただければというふうに思います。

以上で、議案第84号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）について説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（安永 友行） 以上で、提案理由の説明が終わりましたので、議案第84号吉賀町一般会計補正予算（第5号）についての質疑を許します。質疑はありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） 11ページ、歳出の総務管理費の企画総務費で、これは9月6日に説明していただいた分ですが、一番下にあります業務運営関係、委託料、地域おこし協力隊の提案型の分でありますけれども、この隊員さんの労務管理とか、それから、その前の募集、どういう形での募集を行うのか。

プロポーザルでという説明もございましたが、その前段の中から全てを役場で行うのか、ほかのところが関わって行うのか、その点、2点についてお聞きします。

○議長（安永 友行） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也） それでは、地域おこし協力隊、2点について、まず、労務管理のことと、募集はどうやっていくのかということです。全員協議会の説明の中でも、プロポーザルで決定したいということをお伝えさせていただきました。活動の内容、いろんな提案があると思いますので、基本的には内部の審査委員で審査をしていきたいというふうに考えております。

もう一つ、労務管理についてですけれども、今回、委託ということでいくんですが、通常の仕様書だったりとか、そういった発注という形ではなくて、ある程度、提案をされたことに基づいて、そこで合意をして、その内容に基づいて活動をしてもらうというふうになると思います。

例えば、時間管理等するのかということですが、活動内容等を確認させてもらうということでも、そういったところはしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行） ほかに。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明） 関連でお聞きします。

先日、全協でもらった資料では提案型となっていますけど、プロポーザルという言葉も出ましたが、この中にミッション型という文言が出てきますよね。フリーミッション型とミッション型、どう違うわけですか。それによって、随分提案の内容も変わってくるんじゃないかと思うん

ですけど、そこら辺まずひとつお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） まず、前回の全員協議会の資料をお手元に開いていただいてもよろしいかと思うんですけれども、一番下のアスタリスクの3、ミッション型・提案型ということで参考に載せさせていただいております。提案型フリーミッションというふうに読み替えても近いのかなと思うんですけれども、今回、一応提案型ということで書かせていただいております。

まず、ミッション型についてですが、募集要綱の業務内容に基づいて活動するというのが基本です。行政側が募集要綱を作って、その業務内容を書いて、それに基づいて動いていくということです。

提案型については、読み上げますと、隊員自身が活動内容を提案するというものです。その提案については、自由なアイデアで地域課題を解決するため、自分のスキルや経験、発想を生かして活躍できるというような提案内容になると。基本的に、行政がこれをやりなさいというのか、隊員の方が、これがやりたいんですということで提案をいただくか、それが大きな違いかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） 今の答弁でも、活動内容を提案されたものでやっていくということなんですけれども、何をやるか、そして、何をやったかを、隊員が連絡・報告、どうするのかという点まで、今詰めたものはありますか、お聞きします。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） 今、明文化したものはありませんけれども、他の自治体等を聞くと、やはりミーティングは必ず行うということで聞いております。今回募集をして採用した後にも何をするかということと、あと、確実に何をしているかということは毎月等、定例で確認をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行） 9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） 今、毎月という御発言がありましたけれども、毎月で本当に隊員さんの活動を把握できるのか。

例えば、高津川てらすからの報告がありますけれども、あれで十分なものが見えているかというふうに考えると、ちょっとどころじゃない、どこまで信頼できるかということもありますけれども、役場の中の本来の業務においても、指示したことに對して職員さんがきちっと報告をする、そういう仕組みというのが、今、非常に弱まっているような感じがします。

なおかつ、役場の職員ですらそういう状態なのに、一定の組織の中で活動してきた人でない人が、どこまでできるかというのは大変疑問を持っていますので、そこら辺については十分なやり取りというのをしながら、可能な限り日常的な報告というのができる関係づくり、それは信頼関係を意味しますけれども、そのところを丁寧にやることになるのか、その点お聞きします。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） 今回、地域おこし協力隊提案型、企画課においても初めての取り組みということもありますので、今、藤升議員言われたように、密に連絡を取り合って、日常的にどういった活動をされているかといったようなところが、きちんとお互いに伝えていただいて、信頼関係を築いた上で十分な活動につながるようにしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明） もう二、三聞きたいと思います。

ここに課長、この間いただいた資料の中に目的というのがありますけど、大変何かふわっとしたものなんですけど、今、説明がありましたように、提案する方は、あくまでも、募集をする目的に沿った提案を、町としたら求めているわけですか。

どうなんでしょうか、その辺がちょっと、提案型とは言いながら、何か枠を設けたようなことになるんじゃないかと思いますが、その辺の町のお考えをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） 今回記載させていただいた目的が、吉賀町の資源や課題を題材・フィールドに発想・着想して展開する力のある人材が活動することで地域の活性化をはかることを目的とする、というふうに書かせていただきました。

この目的で規制がかかるとはちょっと今ピンとこなくてですね、あくまでも吉賀町にメリットのある地域おこし協力隊であることを文章化したというようにところで御理解いただいたらというふうに思います。

以上です。

○議長（安永 友行） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明） 次の質問ですが、この委託料の中に、この予算では来年の3月までの5人の方の予算を計上しているんだと思いますが、12分の6ということですので、2分の1ですから、今からいったら10月から3月までのことを指しているんじゃないかと思うんですけど。

そこで、5人という枠がありますので、この予算が通った暁に、公募の時期と、5人まとめて公募をかけるのかということ、それと、公募をかけて、応募してきて、それが採択されたとした

ら、委嘱する時期をいつ頃と想定されておるのかということをお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也） まず、公募の時期についてですけれども、議会で採択していただいたらということですが、10月上旬のところから募集開始ということになるかと思います。

採択後の流れですけれども、今度、都会地から来られるということで、例えば前職を少し整理する必要があるとか、すぐにでも来れるとか、その受けられる方の都合もあると思います。そういう方とまた話をしながら最適な時期、なるべく早い時期を設定もできるようにしていきたいというふうには思っています。

もう一つ、まとめて5人かということなんですけれども、今回議決していただいた後には、5人まとめて——まとめてという言い方も変ですけど、5人ということで募集をかけていきたいと思っています。

以上です。

○議長（安永 友行） 8番、大庭議員。

○議員（8番 大庭 澄人） 14ページの民生費の負担金で、007の保育所の関係で、性被害何とかと言われたんですけど、これちょっと詳しくお願いします。

○議長（安永 友行） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） 失礼いたします。予算書14ページの下から2番目の法人保育所備品購入費補助金30万円の内容についてでございます。

こちらにつきましては、令和4年6月に交付されました児童福祉法等の一部を改正する法律によりまして、保育所等における性被害防止対策に取り組んでいくことというふうになっております。

この改正点といたしまして、児童生徒の性暴力等を行った保育所の資格管理の厳格化、それから、保育所におけるそういった性被害防止対策に係る設備等の支援を実施されるという、その2点が改正となったところでございます。

このたび4園のほうに聞き取りを行いましたところ、いずれの園におきましても、プール等の活動の際に、プライバシー保護のそういった配慮の設備がなされていないということがございましたので、このたび補正で計上させていただきまして、歳出につきましては、1園について10万円掛ける4園の、4分の3を計上したところでございます。

○議長（安永 友行） ほかに。11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明） もう1点、企画課長にお尋ねします。

資料からですけど、移住・定住クリエイティブパートナー事業ですけど、会計年度職員を募集するということですが、官民連携ということで、大変結構なことだと思うんですけど、ある程度

専門的な知識を持った方がここに入らないと、なかなか、高津川てらすに丸投げでどうこうなるというような問題じゃないかと思うんですけど。

公募の方法なんですけど、全国区で公募をかけるのか、町内で公募をかけるのか、その辺のお考えをお聞きしておきたいと思います。

それと先般、移住・定住の人数を年間でたしか19名を予定しているんだというお話がありましたけど、これには、いつも町長は緩やかな人口減少と言いましても、その中に技能研修生が含まれとるわけなんですけど。

やはりその——技能研修生がいいとか悪いとかじゃなくて、やっぱり、ここに育った人が、ここで生活できる基盤というものをつくっていかないと、緩やかな人口減少があつたとしても、将来的にどうなのかということを私自身は危惧していますので、その辺のところ、この19名の中に、外国の方も含まれた数字なのかということもお聞きしておきたいと思います。

○議長（安永 友行） 深川企画課長。

○企画課長（深川 竜也） それでは、また、全協の資料の移住・定住クリエイティブパートナーのページを開いていただいたらと思います。

今回、移住・定住クリエイティブパートナーという方を、会計年度で来年度から募集をして活動してもらうということで考えているんですけども、この方を育成するための支援として高津川てらすが、情報の収集だったりとか、そういったところをやっていくと。

あとは、先ほど言いましたように、専門家が必要だということで、町のホームページをやっていただいているような、ウェブに特化、精通した方、ホームページ等の作成に精通をされている方、また、動画の作成に精通をされているような方とチームというか、一緒になってで移住・定住クリエイティブパートナーさんを育ててもらおうというふうに考えています。

高津川てらすだけが移住・定住クリエイティブパートナーを人材育成するということではなくて、それぞれの専門家が、移住・定住クリエイティブパートナーという会計年度の職員さんですけども、この方を育てていくと。繰り返しになりますけれども、吉賀町はいいところだから、情報をたくさん発信したいよという思いを持っている方はたくさんいらっしゃいます。

吉賀町がいいところなんだけど、情報発信となると、なかなか今、SNSだったりとかIT技術というのは追いついていないような方もいますので、そういった方を、ウェブ関係に精通した方、動画作成に精通した方と一緒に、高津川てらすが地元の情報を得ながら育てていくというような組み込みでやって、支援というか、育成をしていこうというふうに考えています。

もう一点、19人の目標に外国の方は含まれているかどうかなんですけれども、この19人が、先般、全協で落合も申しましたけれども、第2期吉賀町総合戦略の目標人口を2060年の総人口4,400人を目標としますということで、目標の実現に向けて、出生率の向上、2035年

まで出生率2.1まで上昇というのと、もう一つ、移住者の増加、現在の吉賀町へのU・Iターナーに加えて、20から30歳の19人の定住者を増加ということがあります。ここを取らせていただいて19人というふうに述べさせていただきました。

この社会増の目標設定なんですけれども、年齢構成、男女というのがありまして、今の19人という数字、積み上げているんですが、外国の方も、今、基本的には国勢調査をベースにした数字でやるので、外国の方も含まれているということになると思います。

以上です。

○議長（安永 友行） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明） といいますと、確認なんですけど、採用される方は、高津川てらすとのパートナーということで、パートナーと言ったら語弊があるかもしれませんが、そういう関係の方、仕事をするということで認識してよろしいんですかね。

それと、先ほど出ました協力隊の話もありますけど、その協力隊と、ここがまたコラボをするというような想定もされておるわけですか、どうなんでしょうか。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） 来年度、採用したいというふうに計画をしている会計年度職員の移住・定住クリエイティブパートナーが、すみません、高津川てらすと官民連携の中でどういう表現を用いたらいいか、ちょっと適切な言葉が出てこないんですけれども。もちろん協力関係にはあるし、一緒にやっていただくような仲間だというふうには考えています。それがパートナーという表現が適切ならばパートナーだというふうに思っております。

もう一つ、協力隊とのコラボですけれども、これは今の提案型の協力隊員の提案内容にもよるとは思うんですけれども、特段うちのほうから絶対に関わりなさいと言うとか、例えば関わってはいけませんとか、そういったことの内容というのは今は持ち得ていません。

以上です。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。9番、藤升議員。

○議員（9番 藤升 正夫） 今の移住・定住クリエイティブパートナーの関係で、課題解決に向けてという最後の3番目のところの2024年度のところに、松江情報センター、モットと連携してと言われていますけれども、この連携のために係る費用について、どのような見込みをされているのかお聞きします。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） まず、費用に関してですけれども、動画というか、サイトを、移住・定住クリエイティブパートナーさんが情報発信をする場、いわゆるホームページとか、そういった場をつくっていただくというようなサイトの構築と、あとは維持管理等を入れまして、もちろ

ん先ほどのそういうITスキルの支援、育成についてもやっていただくというようなイメージで、今、366万円を松江情報センターさん。

もう一つの動画を、スキルを支援していただいたりとか、そういうサイトを構築していただいたりというようなところで、株式会社モットさんには100万円というところで予算のほうは考えております。

以上です。

○議長（安永 友行） 11番、庭田議員。

○議員（11番 庭田 英明） 予算書の11ページ、広石の樹勢診断というのが僅かですけど出ていますけど、結局、診断をされて、どうしようとされているのかということをお聞きしておきたいと思います。

せつかくの桜並木が今ああやって、本当、年月がたって大変寂しいことになってはいますが、やっぱり、樹勢の診断もですけど、なかなか難しいかもわかりませんが、もうちょっと積極的な方策を立ててもいいんじゃないかと思うんですけど、その辺のところで、何か診断してどうするんだという計画がありましたらお聞かせください。

○議長（安永 友行） 深川課長。

○企画課長（深川 竜也） それでは広石の桜について、少し経過等も含めて説明をさせていただきます。

聞き取りを地元の方にさせていただきました。そうすると、広石の桜自体は、戦前・戦後、本当、今から50年ぐらい前に地元の青年団の方が植樹を始めたというようなことで聞いております。

当時は、あの道を舗装されたのがちょっといつか分かってはいないですけども、青年団を中心に維持管理をされていて、その後、六日市音頭にも出てくるというようなところで、本当に親しまれている桜並木で、今サンエムさん通じて、地元の団体さんに管理をいただいたりとかしているんですけども、なかなか高い枝というのは難しく、下草刈りとかというのが中心の管理になっています。

交通量のとても多いところなので、皆さん御存じのとおり、道路に出る枝は全部切られて、樹形が桜の形ではなくなっているのがほとんどです。

令和4年に台風が、何号かはあれですけども、そのときに枝が折れて、ちょうどその下を通行されている車に当たって損害を与えたという事故がありました。その時点で、桜については町の所有ではないので、地元の方が植えて育てられているというところで、町、支援はしていますけれども、そういったところの取り扱いでした。

そういったことがあって、島根県と協議を進めてきまして、県としては、今の桜については、

占用未許可のものだから、所有者不明だ、そうすると撤去をするというようなことになります。となると未占用の状態を吉賀町としても解消して残していきたいというふうに考えているというところなんです。

それで、ただ、本当御存じのとおり桜の状態はよくないので、まず樹勢診断なりをしていただいて、桜の今の状況をまず確実に把握をしようということで考えています。

今後については、やっぱり、予算が通って、じゃあ、弱った木はどんどん切るのかとか、どういう形にするのかということについては、少し丁寧に町民の皆さんにお伝えしたりとか、御意見を伺いながら進めていこうというふうに考えております。

年に1回、1通、2通ぐらいは、まちづくりの声でも、あそこの桜を何とかという話があるんですけども、なかなかうちの占用物でもなかったんで、手が出せないというところもありましたけれども、今回、樹勢診断をして、併せて占用申請をして、少し手を入れさせていただいたらなというふうに思います。手の入れる方法については、まだ未定です。

以上です。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博） 16ページの予防接種費のことでお伺いします。

003ですが、業務運営関係委託料で1,928万円ですか、これは分かるんですが、その下の予防接種費助成ということで66万5,000円というふうに金額が低いんですが、この助成というのは、何に対しての助成なのかをお聞きします。

○議長（安永 友行） 中林保健福祉課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） 失礼いたします。予算書16ページの003予防接種費の業務運営委託料と予防接種費助成というところでございます。

予防接種費助成につきましては、基本的には、町内の医療機関で接種をしていただく場合は委託料になるんですけど、町外の医療機関で接種した場合、償還払いになりますので、その人数を50名と仮定しまして、それで50人分の66万5,000円を計上させていただいたところでございます。

○議長（安永 友行） 1番、桜下議員。

○議員（1番 桜下 善博） 新型コロナワクチンに対する予防接種を町外で受けた方に対する助成ということでしょうか。それが60名――

○議長（安永 友行） 中林課長。

○保健福祉課長（中林知代枝） 申し訳ございません。町外ではございませんで、益田管内において、益田市医師会、それから鹿足郡医師会、そういった医師会のほうと10月1日以降契約をする予定でございます。そういった契約をしたところにつきましては、委託料でお支払いをいたし

ます。

益田管内以外で、例えば県外とか、益田圏域以外のところでの委託契約をしていない医療機関で新型コロナウイルスの予防接種を受けられた場合、償還払いになりますので、その人数として50名を予定しております。そういった方々につきましては、この助成のほうでお支払いをしていくというところでございます。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。7番、河村隆行議員。

○議員（7番 河村 隆行） 歳入のことで、地方交付税ですが、補正で37億1,000万円。本年度の当初で36億7,000万円と予定されていて、これ超して、これからまだもう少しあるのか、どのように歳入のほうを見ておられるかお聞きします。

○議長（安永 友行） 野村総務課長。

○総務課長（野村 幸二） 予算書7ページ、地方交付税についての御質問でございます。

現状の数字について御説明させていただきたいと思います。

今回、普通交付税については2,317万2,000円の予算計上をいたしてございまして、それを足した額ということで申し上げますと33億2,527万5,000円、こういう数字になってまいります。

それから、特別交付税ですけれども、このたび1,300万円の予算計上、合わせて3億8,479万3,000円ということになっています。

これは当初予算でも説明をいたしておりますけれども、一定の留保額を常に見越しながら、最終的には精算というか、数字については整理をさせていただきますけれども、それぞれ、その上での留保額を申し上げますと、普通交付税にあつては6,200万円、それから、特別交付税にあつては3,000万円の留保額があるということであります。

この額が今後どうなるかというところは、正直なかなかつかみどころはないというところですが、けれども、財政運営上は一定程度のこうした部分を確保しながら、最終的には整理をしていくというようなことになるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（安永 友行） ほかにありませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安永 友行） 質疑がないようですので、日程第36、議案第84号令和6年度吉賀町一般会計補正予算（第5号）の質疑は保留をしておきます。

○議長（安永 友行） 以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれで散会いたします。

議員の皆さんにおつなぎします。今朝ほどの朝礼でお願いしたところですが、決算審査特別委員会の委員の選出をまず各常任委員会でやっていただいて、選出された各3名ずつの委員さんについては、委員会室に集まっていただいて、正副委員長を互選で決めていただきたらと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。御苦勞でございました。

午後4時09分散会
